

国の施策・予算に関する 提案・要望書



平成25年6月
秋 田 県

《 目 次 》

番号	提案・要望事項	頁
I 地方分権の推進		1
1	地方分権改革の推進について	2
2	平成の合併により広域化した市町村の現状を踏まえた普通交付税の適切な算定について（新規）	4
II 経済・雇用対策の充実		5
1	中小企業者に対する金融支援について	6
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて	7
3	安定した雇用につながる新たな雇用対策の実施について（新規）	9
4	離職者等再就職訓練事業委託費の支給要件緩和について	10
5	キャリア形成促進助成金の支給要件の緩和について（新規）	12
6	東日本大震災及び原子力災害による県外避難者への就労支援について（新規）	13
III 新たな成長産業への支援		14
1	電力の安定供給対策の充実について（新規）	15
2	風力発電の導入促進について	16
3	地熱発電の導入促進について	18
4	次世代自動車の普及促進に向けた充電インフラ整備の推進について（新規）	19
5	日欧間の輸送手段の多角化について	20
6	石油製品備蓄の強化について	21
7	地域イノベーション戦略支援プログラムの拡充について（新規）	22
8	独立行政法人科学技術振興機構の地域事業の復活等について（新規）	23

IV 環境保全対策の推進		24
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について	25
2	地域における地球温暖化対策の推進について（新規）	27
3	微小粒子状物質（PM2.5）の測定機の整備や成分分析に対する財政支援について（新規）	28
4	海岸漂着物対策の推進について（新規）	29
5	旧秋田八幡平クマ牧場の事故を受けた対応について	30
6	国立公園における公園事業について	32
V 新農林水産ビジネス等の創出		33
1	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉について（新規）	34
2	集落型農業法人等の担い手に対する支援強化について（新規）	35
3	新規就農者の確保・育成に向けた施策の推進について	37
4	経営所得安定対策の見直しについて（新規）	38
5	農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」の制度について（新規）	39
6	積雪寒冷地における施設園芸拡大のための特区的支援制度の創設について（新規）	41
7	6次産業化の円滑な推進に向けた支援制度の充実について（新規）	43
8	農用地土壤汚染対策の充実について	44
9	配合飼料価格の上昇への対応について（新規）	46
10	農業農村整備事業予算の安定的確保について	47
11	水産基盤整備事業予算の安定的確保について	48
12	地球温暖化防止に資する森林整備と木材需要の拡大について	49
13	松くい虫・ナラ枯れ防除対策の充実強化について	51

14	治山事業による災害に強い森林づくりの強化について（新規）	53
VI 観光・文化・スポーツの振興		55
1	スポーツ振興くじ助成金の要件緩和について（新規）	56
2	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	57
VII 少子化対策と子ども・子育て対策の充実		59
1	総合的な少子化対策への支援について	60
2	子ども・子育て対策の充実について	62
VIII 地域医療対策の充実		64
1	地域における医師確保に対する支援の強化について	65
2	公的病院に対する財政措置の拡充について	67
3	医療施設の耐震化の促進について	68
4	現物給付方式により医療費助成を行った場合の国庫負担金の減額措置の廃止について	69
5	難病対策の充実と特定疾患治療研究事業における県の超過負担の解消について	70
6	がん対策の推進について	71
IX 次代を担う人材育成のための教育の充実		73
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	74
2	地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について	76
3	保育所運営費の拡充について	77
X 公共基盤整備の着実な促進		79
1	人口減少社会に対応した「県土の骨格」を形成する道路ネットワークの整備促進について（新規）	80

2	ダム建設事業の促進について	82
3	環日本海交流の拠点となる秋田港の整備促進と総合的なエネルギー供給基地としての港湾整備について（新規）	84
4	社会资本の維持管理と老朽化対策の推進について（新規）	86
X I 大規模災害に備えた防災体制の整備		88
1	大規模地震等に備えた防災対策の推進について	89
2	豪雨災害に強い県土の構築について	91
X II 安全・安心な暮らしの確保		93
1	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について	94
2	雪対策への支援充実について	96
3	社会的自立に困難を抱える若者への支援の充実について（新規）	98
4	自殺対策の推進について	100
5	消費者行政の充実に向けた支援について	101
6	地上デジタルテレビ放送視聴への支援について	102
7	警察官の増員について	103
8	冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について	104

I 地方分権の推進

I – 1 地方分権改革の推進について

内閣府地方分権改革推進室

総務省自治行政局、自治財政局、自治税務局

【提案・要望の内容】

- (1) 全国画一で中央集権的なシステムから、それぞれの地域が自己決定、自己責任のもとで、その特性や強みを生かし、活力ある地域社会を創りあげていく分権型社会への転換を強力に推し進めるため、地方分権改革の取組内容とその工程を明確に示すこと。
- (2) 国と地方の役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲を進め、国と地方の税源配分を是正するとともに、税源の偏在が少なく安定的な地方税体系を構築すること。
また、地方交付税の財源保障・財源調整機能が適切に発揮されるよう、法定率の引き上げを含め、その総額を確保し、地方の財政基盤の充実強化に努めること。
- (3) 義務付け・枠付けについては、これまでの見直しでは、「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていないことから、地域の実情に応じた独自の基準の設定が可能となるようこれらを「参酌基準化」すること。
また、県独自の設置管理基準に基づく施設についても、適切な財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 我が国が持続的に発展を遂げていくためには、全国画一で中央集権的なシステムから、地方が自己決定と自己責任の下で行財政運営を進めることのできる真の地方分権型社会への転換が必要です。
これまでの地方分権改革の歩みを停滞させることなく、骨太の方針2013においてさらなる地方分権改革の推進に向けた方向性を打ち出すとともに、具体的な取組内容とその工程についても明確にする必要があります。

(2) 地方では、徹底した行革努力を行いながら、住民福祉や雇用創出などのために必要不可欠な行政サービスを提供していますが、当県においては、県・市町村の事務事業等を一体化して処理する県独自の「機能合体」の取組など、重複行政の排除やスリム化・効率化に取り組んでいます。

しかしながら、こうした努力によっても、社会保障費の自然増等により地方の財源不足は常態化しており、安定した財政基盤の確立が求められています。

平成25年度地方財政計画において、地方交付税を含む地方の一般財源総額は平成24年度（59.6兆円）と同水準の59.8兆円を確保するとされたところですが、臨時財政対策債の比重が増しており、地方交付税の原資となる国税5税分の法定率の見直しが求められます。

(3) 義務付け・枠付けについては、2次にわたる一括法の成立による見直しのほか、現在、地方における具体的な支障事例等を踏まえた更なる見直しについて、新たな一括法案により国会審議されているところですが、地方の自由度・裁量度を高めるためには、これまでの見直しで「従るべき基準」とされたものを「参酌基準化」し、併せて施設運営費等の財源措置もセットで見直しすることが必要です。

(県担当課室名 企画振興部 総合政策課)

I - 2 平成の合併により広域化した市町村の現状を踏まえた普通交付税の適切な算定について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

平成の合併により広域化した現在の市町村においては、合併後の行政組織のスリム化を踏まえてもなお、旧町村部の住民に対する行政サービスの提供や、コミュニティ機能の維持に要する経費といった、削減できない財政需要がある。

こうした、平成の合併による市町村行政面積の拡大に伴う財政需要を普通交付税算定において適切に算定し、市町村に対する普通交付税の財源保障機能を果たすこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 本県の合併市町においては、合併算定替の段階的縮減が平成27年度以降に始まり、合併算定替の終了段階では、普通交付税が現在と比べて約2割減少する見込みです。

合併市町においては、これを見越したまちづくり計画を策定し、行政組織のスリム化に取り組んでいるものの、旧町村部の住民に対する行政サービスの提供や、コミュニティ機能の維持といった、削減できない財政需要があります。

こうした財政需要が、これまでの普通交付税算定において十分算定されているかどうかは、検証されるべき内容であると考えています。

このため、平成24年度に、本県の合併市から、消防費の算定において行政面積の広さを考慮した算定を行うよう、既に交付税算定の改正意見を提出していますが、現在、県と県内全市町村が共同で研究会を設置し、行政面積が広大であるために十分算定されていない財政需要がないかどうか検討を行い、本年度の改正意見提出を目指しているところです。

(県担当課室名 企画振興部市町村課)

II 経済・雇用対策の充実

II - 1 中小企業者に対する金融支援について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

セーフティネット保証（5号）の業種は、平成24年11月に全業種から約4割が減少し、平成25年4月に業種数で40が増えているものの、地方では震災前の景況までに回復していないため、早急に業種の指定拡大を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

セーフティネット保証（5号）の指定業種については、平成24年11月の見直しにより、4割減の686業種に縮小され、また、平成25年4月の見直しなどにより、総数で40業種が増加され、727業種へと拡大しております。

震災からの風評被害は、減じてきてはいるものの、当県においては、同一の地域又は業種であっても業況較差が生じており、総じて景況は震災前までに回復していない状況にあることから、早急に業種を拡大することが必要です。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

II - 2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【要望の内容】

雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向け、地域別最低賃金制度の見直しを行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県の賃金水準は全国低位ですが、賃金をはじめとした厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因となっています。

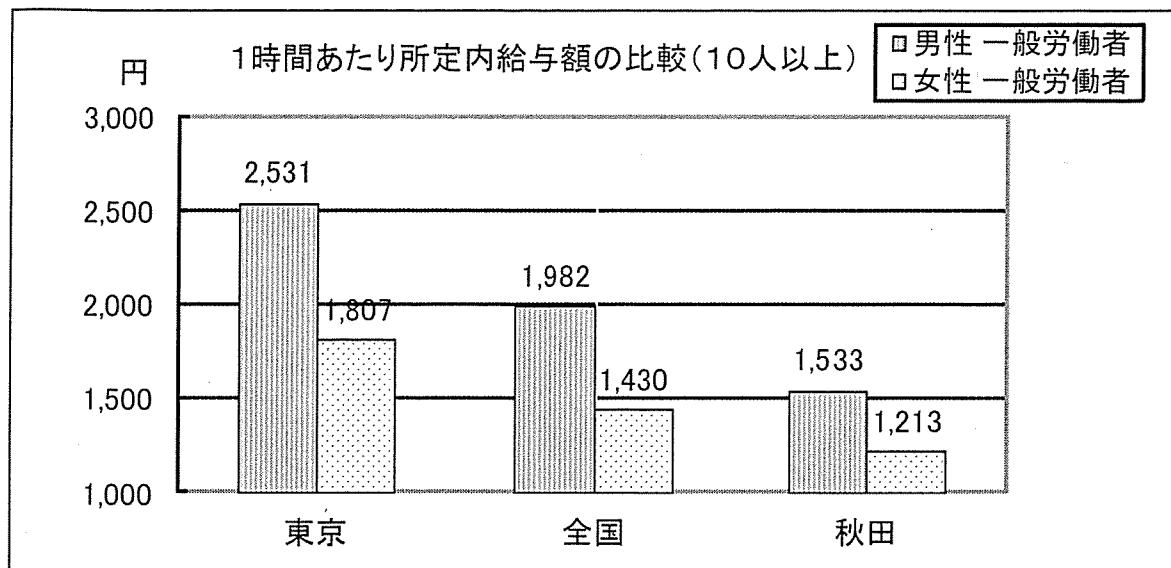
また、世界的な経済変動やグローバル競争の激化等により、当県においては工場閉鎖や倒産、事業縮小などが見られ、厳しい雇用環境にあります。

(2) 当県では、労働時間等の法令・制度の遵守や雇用環境改善のため、雇用労働アドバイザーの企業訪問などにより、最低賃金をはじめとした労働関係諸制度の啓発活動に取り組んでいます。

(3) 平成24年度の最低賃金改定における中央最低賃金審議会が示した目安額において、Aランクでは、5円引き上げの改訂額が示される一方、Bランク以下では、一律4円の引き上げ額が提示されたほか、生活保護水準との乖離額解消に努めることとされました。その結果、都市部と地方の最低賃金の格差はますます拡大する状況にあります。

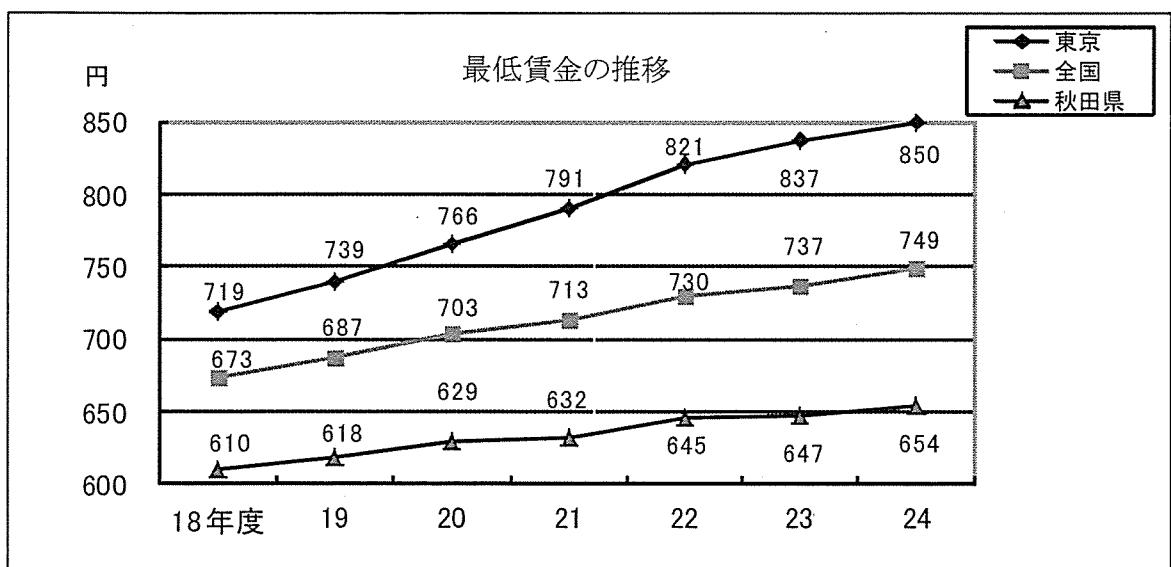
国においては、全国一律最低賃金制度などについても検討されておりますが、こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図る意味からも、地域別最低賃金制度や関係制度等のさらなる見直しを行う必要があります。

1 1時間当所定内給与額の比較



(出典：平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）)

2 最低賃金の推移



3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- ・ 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- ・ 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

II-3 安定した雇用につながる新たな雇用対策の実施について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

有効求人倍率は一時期よりも改善傾向にあるものの、正社員の有効求人倍率は依然として低水準にとどまっていることから、安定した雇用につながるような新たな雇用対策を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 長引く円高や株安が改善され、企業の景況感も好転する兆しが見え始め、有効求人倍率も一時期の低水準からは脱却し、雇用情勢も若干の改善傾向が見え始めています。
- (2) しかしながら、多くの求職者が希望する正社員の有効求人倍率は、平成25年2月末時点において0.34倍と低水準にとどまっており、正社員求人の増加が急務となっています。
- (3) 本県においては、製造業における拠点再編などに対応するため、緊急的な経済・雇用対策として、事業主都合離職者を正規雇用した企業への助成制度や、離職者を雇用し研修を実施した上で正規雇用した企業への研修にかかる経費の助成制度を独自に設けております。
- (4) こうした現状に対応するため、若年層はもとより、中高年齢層も含め、安定した雇用の創出を目的とした新たな雇用対策制度を創設する必要があります。

(県担当課名 産業労働部雇用労働政策課)

II - 4 離職者等再就職訓練事業委託費の支給要件緩和について

厚生労働省職業能力開発局

【提案・要望の内容】

離職者等再就職訓練事業の委託事業者の事業の拡大を促進するため、委託費の支給要件を次のとおり緩和すること。

- (1) 就職支援経費（インセンティブ）の単価を引き上げること。また、有効求人倍率が全国平均を下回る地域については、就職支援経費（インセンティブ）の支給要件である訓練終了3か月後の就職率の適用基準を引き下げるのこと。
- (2) 訓練実施経費の単価を引き上げること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域の経済雇用情勢に大きな影響力を持つ企業の組織再編に伴い、相当数の離職者の発生とその今後の増加が懸念されています。こうした状況に対処するためには、成長産業など新分野を見据えた職業訓練を更に拡充し、離職者のスムーズな再就職の促進に万全の体制を整える必要があります。
- (2) 当県では、委託訓練の受講者の就職率が平成23年度68.1%と、一般職業紹介の就職率31.4%を上回っており、委託訓練は大きな役割を果たしています。

これを更に向上させるためには、就職支援経費（インセンティブ）について、その単価を引き上げるとともに、有効求人倍率が全国平均を下回る地域にあっては、訓練終了後3ヶ月後の就職率に応じて支払われる全国一律の支給要件を緩和することにより、委託事業者の就職支援活動をより活発にし、成長産業など新分野への進出や事業転換を促進する必要があります。

(3) 加えて、平成24年度から就職支援責任者の配置やジョブカードを活用したキャリアコンサルティングの実施により委託事業者の経費負担が増加しているにもかかわらず、訓練実施経費の単価は引き上げられていないことから、委託事業者の負担軽減を図るためにも、その単価を引き上げる必要があります。

《参考》

【現行の委託費の積算単価】(民間教育訓練機関等に委託する際の積算単価)

1) 知識習得コース (座学3ヶ月)

○訓練実施経費 1人1月 50,000円(税別)

○就職支援経費 1人1月 20,000円(税別)

※ 就職支援経費については、訓練終了後3ヶ月後の就職率に応じて、支給額の減額が行われる。

①就職率 75%以上 20,000円

②就職率 55%以上75%未満 10,000円

③就職率 55%未満 支給なし

2) 資格取得コース (介護福祉士、保育士)

○訓練実施経費 (介護福祉士) 1人1月 90,000円(税別)
(保育士) 1人1月 60,000円(税別)

3) デュアル型訓練 (座学3ヶ月+企業実習1ヶ月)

○訓練実施経費 1人1月 60,000円(税別)

○訓練導入講習費 1人あたり 8,000円(税別)

(平成24年度まで)

1人(4ヶ月) 248,000円(税別)

※積算基準…1人6ヶ月当たり単価(基準) 368,000円(税別)

6ヶ月未満の場合の1ヶ月当たりの減額 60,000円(税別)

○評価手数料 (訓練終了後に受講者の能力評価を行い、評価シートを交付した場合に支払う)

1人当たり 4,880円(税別)

4) 求人セット型訓練 (座学・実習3ヶ月)

○訓練実施経費 1人1月 60,000円(税別)

(県担当課名 産業労働部雇用労働政策課)

II-5 キャリア形成促進助成金の支給要件の緩和について

厚生労働省職業能力開発局

【提案・要望の内容】

在職労働者に対して、より高度な知識・技術を身につけ、成長産業など新分野進出を目指す企業の産業人材育成の取組を促進するため、キャリア形成助成金について、助成率の引き上げと賃金助成の要件緩和を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 有効求人倍率が全国を大きく下回るような地域においては、これまで雇用を支えてきた企業の人員整理や、それに関連する事業所の閉鎖などにより、新たな産業の育成やそれに向けた産業人材の育成が不可欠となっています。
- (2) 当県では、新分野進出などを図る企業への設備整備補助を行なっておりますが、既存の従業員に対するより高度な知識の習得が必要となっています。
- (3) 今般の改正で、細分化されたメニューにより助成率の引き上げなどがなされておりますが、地域の中小企業の実態に即していない面も見られ、また、中小企業の新分野進出を進めるため、更なるインセンティブが不可欠となっています。

現 状	要望内容
認定実習併用職業訓練コース以外はOJTに対する賃金助成はなし	成長分野等人材育成コースなど他の政策課題対応型訓練の全てのメニューにおいてOJTだけではなく、OJTも助成対象とする
助成率 1/2	助成率の引き上げ 2/3
助成対象訓練時間 20時間以上	助成対象訓練時間の短縮 10時間以上

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

II - 6 東日本大震災及び原子力災害による県外避難者への就労支援について

復興庁、厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

東日本大震災及び原子力災害により避難している方々は、依然として応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされ、厳しい状況に置かれていることから、避難者が安定した生活を送ることができるよう引き続き雇用における優遇措置を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成25年5月1日現在、496世帯、1,224名の方が当県で避難生活を送っています。
- (2) 被災県はもとより国も全力を挙げて復興に向けての取組を進めておりますが、災害公営住宅（復興住宅）の建設や除染が進んでいない等の事情により応急仮設住宅の供与期間がさらに1年以内の延長が認められるなど、避難生活が長期化すると思われます。
- (3) 当県の平成25年3月の有効求人倍率は0.69であり、他県と比較しても厳しい雇用環境が続いている。
- (4) 県では、緊急雇用創出事業を活用し、平成25年度は90名を超える避難者を雇用し避難生活の支援を行うこととしておりますが、この事業は今年度で終了することになっており、平成26年度以降離職により生活に困る方が増加することが懸念されます。
- (5) 避難者が避難先で自立し安心して生活していくためには、住宅と就労の確保が重要です。

住宅については、供与期間の延長により一応の目途が立ちましたが、就労については、緊急雇用創出事業が終了することで多くの避難者が不安に感じていることから、避難者に配慮した雇用施策を引き続き実施していく必要があります。

（県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室）

III 新たな成長産業への支援

III-1 電力の安定供給対策の充実について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 国としての中長期的なエネルギー政策を早期に確立するとともに、合理的なコストでの電力の安定供給に向けた対策を充実すること。
- (2) 特に、電源構成のベストミックスの構築に向け、現在計画がありながら着工に至っていない各種発電所の建設を促進するため、国がその実現までの道筋を示し、必要な支援策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災以降、原子力発電所の長期停止などの影響により、全国各地で電力の安定供給確保が大きな課題となっています。
また、去る2月14日には、東北電力が電気料金の値上げにかかる認可申請を行っており、今後、電力コストの増加により、住民生活や地域経済に深刻な影響が及ぶことが懸念されています。
- (2) コスト面を含め、電力の安定供給の確保は、国として対応すべき事項であり、新たなエネルギー基本計画の策定など、その基本となる中長期的なエネルギー政策をできるだけ早期に確立するとともに、合理的なコストでの電力の安定供給の実現に向けた対策の充実を図る必要があります。
- (3) そのためには、電源構成のベストミックスの構築が重要であり、現在当県において計画されている火力発電所（能代3号機）、地熱発電所（山葵沢）、水力発電所（成瀬）などの各種発電所の建設を促進する必要があります。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

III－2 風力発電の導入促進について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 洋上も含めた風力発電の導入促進を図るため、当県沿岸における地域内送電網の強化に向けて、送電線や基幹変電所とともに日本海側における基幹送電線の整備を促進すること。
- (2) 環境アセスメントの迅速化のため、評価に必要な基礎データを早期かつ広範囲に整備すること。
- (3) 風力発電設備の導入に対し、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金で認められている利子補給の事業期間を延長すること。

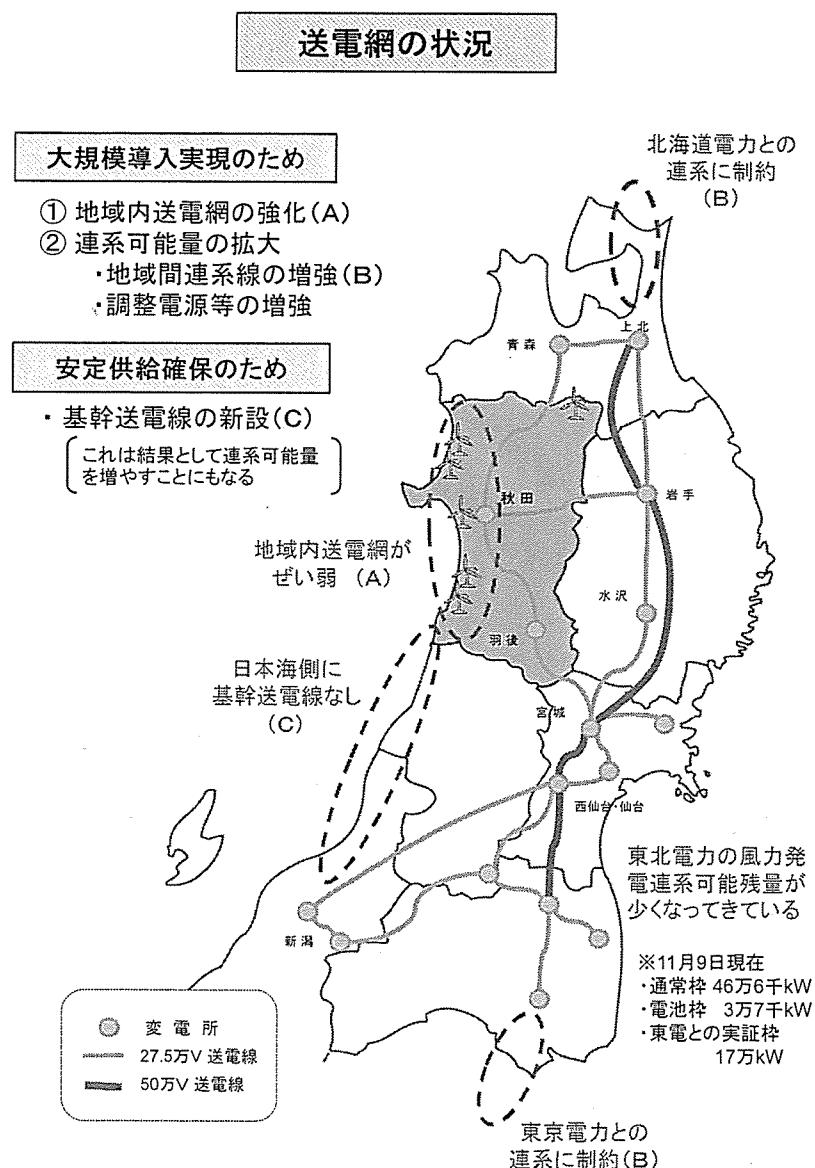
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、低炭素社会の構築に貢献するとともに、産業振興や雇用創出を図るため、豊富なポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入に向けた各種施策に取り組んでいます。
特に、風力発電については、沿岸部を中心に風況が良好であることから、現在、約14万kWの風車が稼働しており、今後の導入予定量を加えると、4～5年後には約45万kWになることが見込まれています。
更に県では、沿岸部に広がる県有保安林や秋田港及び能代港において、県主導による大規模導入に向けた検討を進めるとともに、当県沖における本格的な洋上風力の導入に向けた研究に着手するなど、更なる導入拡大を図ることとしています。

- (2) しかし、当県沿岸部は送電網が脆弱であるとともに、系統連系にも制約があることから、今後、洋上も含めた大規模導入を円滑に進めていくためには、送電線の新設や基幹変電所の整備による地域内送電網の強化に加え、地域間連系線の増強などにより、連系可能量を拡大する必要があります。
加えて、北海道・東北地方における電力の安定供給に資するためにも、

日本海側への数十万ボルト級の基幹送電線を新設する必要があります。

- (3) また、現在進められている事業計画を早期に事業化するためには、風力発電の高いポテンシャルを有する地域において、アセスメント評価の基礎データを国が主体となって、早期かつ広範囲に整備し、アセスメントの実施期間を短縮することが効果的であるものと考えられます。
- (4) 風力発電設備導入に対して、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金で認められている利子補給事業の実施期間は平成27年度末までとなっており、この事業期間では、現在、設備導入の段階にある案件にしか適用されず、導入促進策としての効果が十分ではないものと考えられます。



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

III-3 地熱発電の導入促進について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 環境アセスメントの迅速化のため、評価に必要な基礎データを早期かつ広範囲に整備すること。
- (2) 地熱発電設備の導入に対し、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金で認められている利子補給の事業期間を延長すること。
- (3) 電源立地地域対策交付金の対象となる発電用施設の設置者を、すべての地熱発電事業者に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県は全国第3位を誇る豊富な地熱発電の賦存量を有しており、事業化に向け、湯沢市山葵沢地域では国内初の環境影響評価法に基づく環境調査が行われているほか、国立・国定公園第2種及び第3種特別地域内での調査が、湯沢市小安及び木地山・下の岱地域で全国に先駆けて開始されています。

こうした計画を早期に事業化するためには、地熱の高いポテンシャルを有する地域において、アセスメント評価に必要な基礎データを国が早期かつ広範囲に整備することにより、アセスメント実施期間を短縮する必要があります。

(2) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金を活用した利子補給事業の実施期間は平成27年度末までとなっており、この事業期間では、現在、設備導入の段階にある案件にしか適用されず、導入促進策としての効果が十分ではないものと考えられます。

(3) また、地熱発電所と地域の共生を図るために、その施策に要する自治体の財源の充実が必要であり、現在、一般電気事業者等に限定されている電源立地地域対策交付金の対象電源施設の設置者について、すべての地熱発電事業者に拡大する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

III-4 次世代自動車の普及促進に向けた充電インフラ整備の推進について

国土交通省道路局
経済産業省製造産業局

【提案・要望の内容】

充電インフラの整備のための国の補助制度について、その拡充・延長を図ること。また、高速道路における充電インフラの整備については、国の主導で、事業者に対し普及促進の働きかけを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減は重要な課題となっています。

このため、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、需要拡大、充電設備等のインフラ整備など、総合的な取組が必要です。

(2) 地域交通を自動車に大きく依存せざるを得ない当県では、電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図るため、充電設備の整備促進を図ることとしています。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

III-5 日欧間の輸送手段の多角化について

外務省欧州局

経済産業省貿易経済協力局

国土交通省総合政策局

【提案・要望の内容】

日欧間のコンテナ輸送の多角化を図るため、シベリア鉄道の利用促進に向け、その料金の低廉化や輸送品質・輸送効率の向上に関しロシア政府への働きかけを継続的に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、日本海を挟み対岸のロシア極東に最も近い位置にあることから、ユーラシア大陸を横断しモスクワ及びサンクトペテルブルグまでを約10日間で結ぶシベリア鉄道に着目し、日欧間の物流への活用のほか、沿線諸都市・中央アジア諸国への輸送（貿易）可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
- (2) 現在、日欧間のコンテナ貨物輸送の大部分を占めるスエズ運河を経由する海上輸送については、輸送の迅速性の要請や、現下の中東情勢や海賊対策等のリスク管理の観点から、代替輸送手段の必要性が叫ばれています。
- (3) シベリア鉄道は、海上輸送に替わる有力な輸送手段であると考えられますが、同鉄道は、海上輸送に比べ料金が割高であるとともに、荷の安全性や確実性（冬期の温度管理を含む。）の確保などその輸送品質に課題があるため、特に、同鉄道を利用し市場進出を考える中小企業にとって大きな障害となっています。
- (4) こうした状況を踏まえ、政府は、同鉄道の利用促進を図るため平成21年1月に締結した「日本国国土交通省とロシア連邦運輸省との間の運輸分野における協力に関する覚書」に基づき、ロシア政府に働きかけを定期的に行っておりますが、改善が見られません。
- (5) 本年4月の日露首脳会談等でも言及していますが、上記の課題が早急に解決するよう、今後ともロシア政府に継続的に働きかけることが必要です。

（県担当課室名 産業労働部商業貿易課）

III-6 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難となり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等がその陸揚げ拠点となるなど、当県が大きな役割を果たしたところです。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄を強化することが求められており、特に、製油設備がない日本海側における備蓄機能の確保が必要となっています。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切と考えられます。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるなどにより、石油製品の備蓄を増強する取組を進めておりますが、日本海側は活用できる関連設備が脆弱であることから、石油製品備蓄の空白域を解消するため、新たに、国が主体となって、石油製品の備蓄拠点を整備する必要があるものと考えられます。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

III-7 地域イノベーション戦略支援プログラムの拡充について

文部科学省科学技術・学術政策局

【提案・要望の内容】

地域資源を活用した研究開発を促進し、県内産業の振興を図るため、「地域イノベーション戦略支援プログラム」について、複数分野での実施や研究開発への助成が可能となる利便性の高い制度に拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、技術立県を目指し、产学研官が一体となり、輸送機や医療機器産業を重点的に支援するなど、産業の活性化に向けた取組を積極的に行っていますが、世界経済の不況や東日本大震災の影響などから、当県の経済・雇用状況は依然厳しく、産業集積も進んでいない状況にあります。

(2) 当県では、地域イノベーション創出に向け、環境・資源・新エネルギー分野、ナノテクノロジー・材料分野、ライフサイエンス分野から成る地域イノベーション戦略を策定・実践しています。

平成24年度には、国から地域イノベーション戦略推進地域に選定され、環境・資源・新エネルギー分野中「森林バイオマスの循環型利活用の実践と森林管理の最適化」が地域イノベーション戦略支援プログラムに採択されました。

このプログラムへの助成は、1つの地域イノベーション戦略につき一提案に限られるなど制約があり、当県において地域イノベーション戦略を実現する上で必要な、ナノテクノロジー・材料分野やライフサイエンス分野への助成が受けられない状況にあります。

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

III-8 独立行政法人科学技術振興機構の地域事業の復活等について

文部科学省科学技術・学術政策局

【提案・要望の内容】

- (1) 地域の実情に合った科学技術の振興を図るため、独立行政法人科学技術振興機構（ＪＳＴ）の地域事業を復活の上、拡充すること。
- (2) 地域の産学官連携に不可欠なコーディネータを長期安定的に確保するため、雇用やスキルアップを支援する制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成21年の政府行政刷新会議の事業仕分けにより、ＪＳＴの地域事業が縮小され、平成24年3月に地域のイノベーションプラザ・イノベーションサテライトが閉鎖されました。これにより、競争的資金の情報提供や申請へのきめ細かなサポートがなくなり、県域を越えた情報交換会、サテライト独自の競争的資金も廃止されています。
- (2) 当県では、シーズ・ニーズを結びつけ、共同研究や新商品の開発・事業化を行うため、産学官連携で様々な調整役となるコーディネータを平成23年度から雇用しています。コーディネータは、研究・事業双方に精通し、常に業界と情報交換を行う高いコミュニケーション能力、強い意欲等が必要とされますが、このような人材を地域独自で長期安定的に確保することは、財政的に困難な状況にあります。

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

IV 環境保全対策の推進

IV-1 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画に位置づけられた事業に対する支援を継続・拡充するとともに、県が単独で実施する事業についての技術的・財政的支援及び国による新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 八郎湖については、国営干拓事業が完了した後、徐々に富栄養化が進行したことから、平成19年度より、湖沼水質保全特別措置法に基づく水質保全計画を策定し、流域市町村や関係機関とも連携して各種の水質浄化対策を推進しています。

下水道等の整備や工場の排水規制の強化による発生源対策により、流入河川の水質には改善傾向が見られるものの、依然として湖水の環境基準は達成しておらず、平成23年度及び平成24年度には夏場にアオコが大発生するなど、抜本的な水質保全対策の実施が求められています。

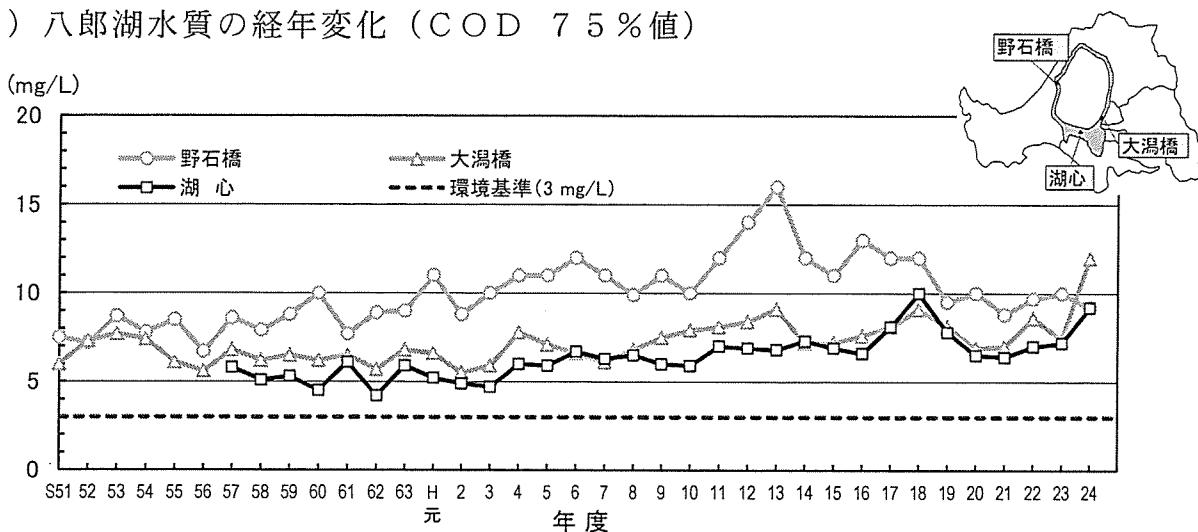
(2) このため、県では今年度、流入河川へのアオコ遡上防止フェンスの増設、超音波照射によるアオコ処理装置等の試験導入などを行うとともに、引き続き湖岸の植生回復、湖水の流動化促進など、様々な対策を県単独事業として実施することとしていますが、財政的に厳しいことから、これらの事業に対する財政支援が必要です。

こうした中、平成23年度から今年度まで国の支援を得て、大潟村方上地区自然浄化施設において「湖沼流域水循環健全化事業」を行っていますが、今後の新たな対策の検討など国による一層の支援が望まれます。

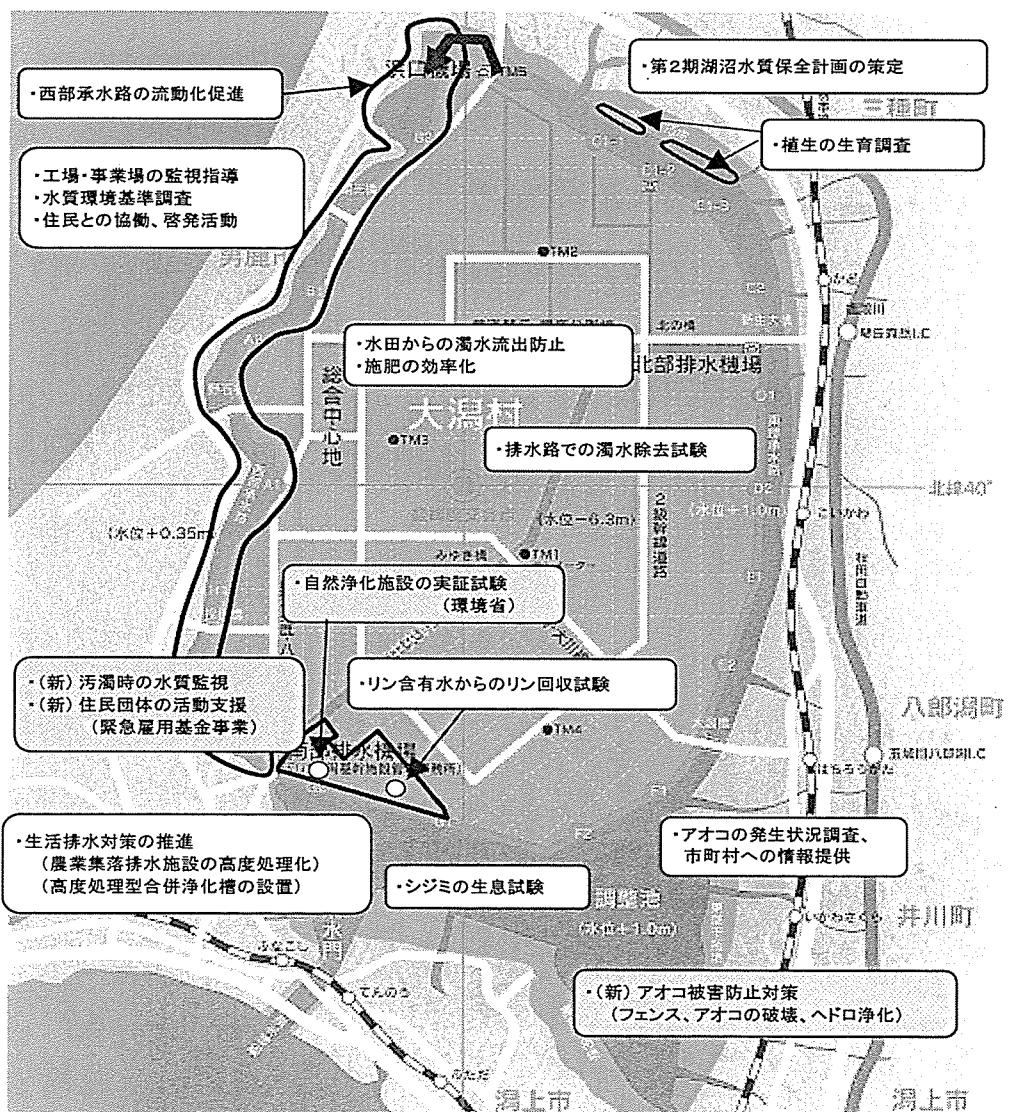
(3) また、今年度策定予定の第2期湖沼水質保全計画では、新たな湖内浄化対策の導入の検討を進めることとしていますが、今後、大規模な対策を実施するには水質シミュレーションによる検証等が必要であるとともに、抜本的な対策には多額の費用と効果が求められます。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (C O D 75 % 値)



(2) 平成 25 年度八郎湖水質保全対策の概要



(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

IV-2 地域における地球温暖化対策の推進について

環境省地球環境局
農林水産省食料産業局
経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 国が今後策定する新たな地球温暖化対策計画を着実に実施するため、都道府県等の拠点となる地域地球温暖化防止活動推進センターの安定的な運営に必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて取り組むことのできる省エネルギー対策への支援の充実に努めること。
- (2) エネルギーの地産地消を推進するため、バイオエタノールの利用を拡大していくまでのバイオ燃料の原料収集、製造、供給・利用等の全般にわたる技術開発や体制づくり等に対する支援措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域地球温暖化防止活動推進センターは、草の根活動によるきめ細かな取組による効果を期待し、民間団体を活用した普及啓発の拠点として位置づけられていますが、法律の指定要件等により、特定非営利活動法人等の財政基盤が脆弱な団体が指定を受ける場合が多くなっています。また、当県では、住民の省エネ行動の促進や事業所向けの省エネ対策支援等の地球温暖化対策に取り組んでおり、新計画においても、地方の実情に応じた温室効果ガス削減に取り組める仕組みづくりが必要です。
- (2) 稲わらや林地残材などのバイオマス資源が豊富な当県では「秋田県バイオエタノール推進戦略」を策定し、バイオエタノールの実用化を目指して実証事業に取り組み、製造が可能であることを検証しました。今後、再生可能エネルギーとして普及させていくためには、原料の収集、大規模製造施設の整備、流通・販売システムの構築、既存燃料との価格差補填等を行う等の総合的な支援が必要です。

(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

IV - 3 微小粒子状物質（PM2.5）の測定機の整備や成分分析に対する財政支援について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

微小粒子状物質（PM2.5）の測定機の整備や成分分析の実施について、財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 微小粒子状物質（PM2.5）については、平成25年1月以降、深刻化する中国の大気汚染を受け、全国的に越境大気汚染への懸念が高まっていることから、当県では、監視体制の強化に要する経費を平成25年2月に追加措置し、既存の2測定局と合わせ、4測定局において測定を行っています。
- (2) しかしながら、国が定める「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」による、当県に必要なPM2.5測定局数は10局とされており、今後も測定局の整備を進め必要があります。
- (3) また、国よりPM2.5に係る成分分析の実施が求められていますが、分析や機器の整備には多額の費用がかかるため、PM2.5の測定体制強化に当たりさらなる財政支援が必要です。

(県担当課室名 生活環境部環境管理課)

IV－4 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸漂着物対策については、海岸における環境保全や良好な景観維持のため、長期間にわたり継続的な取組が必要であることから、海岸漂着物処理推進法に基づき、処理や発生抑制等に係る財政上の恒久的措置を国の責任により講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 海岸漂着物は、自治体等による回収努力にもかかわらず、毎年のように発生し、海岸機能の低下や生態系を含めた環境の悪化、景観の悪化をもたらしています。

(2) 国においては、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」を定め、「地域グリーンニューディール基金」を創設していただいたことから、本県で造成した約9千8百万円の基金により、平成23年度までの3年間、海岸漂着物の回収と処理、発生抑制や普及啓発に係る事業を実施したところです。

今年度からは、この基金に代わり「地域環境保全対策補助金」が新たに設けられたところですが、この制度も平成26年度までの時限的なものであり、継続的な取組を推進していくためには、恒久的な財政措置を講じていただく必要があります。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

IV-5 旧秋田八幡平クマ牧場の事故を受けた対応について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

旧秋田八幡平クマ牧場の事故と同様の事故の発生防止に向け、動物愛護管理法を改正するとともに、残されたクマについては、現実の問題として行政としても一定の関わりを持たざるを得ない状況にあることから、動物愛護をはじめ多方面からの事業開催等による支援を行うこと。

(1) 動物愛護管理法の許可基準の厳格化

- ① 特定動物の飼養又は保管に関する許可基準において、飼養者の資格要件が定められていないことから、「飼養を的確に継続して行うに足りる経理的基礎・技術的能力を有すること」を追加すること。
- ② 野生のツキノワグマの出没によるクマ舎等への影響が懸念されることから、施設内に人や動物が容易に侵入しないよう柵を設置するなどの構造基準を強化すること。

(2) 特定動物に関する支援制度の創設

飼養者が資金不足等により飼養が継続できなくなった場合における対応措置として、あらかじめ飼養費用を積み立てる「飼養管理積立金制度」あるいは飼養を始める前に一定額を供託する「保証金制度」などを創設すること。

(3) 国主催事業等による新たな受入施設の活用

残されたクマを受け入れる阿仁熊牧場の新たな施設では、動物愛護のほか環境学習の場、クマに関する調査研究など幅広い取組を計画しており、国が主催する全国行事や国機関による研究事業等の実施により、同施設を積極的に活用すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県では、平成24年4月20日に、鹿角市の秋田八幡平クマ牧場において飼養しているヒグマにより、2名の従業員が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。
- (2) 事故発生後、所有者が一人で27頭のクマを飼養していたことから、県では地域住民の安全確保と動物愛護の観点から、緊急措置として、県職員を派遣するとともに非常勤職員を雇用し、給餌や施設の点検などの安全対策を行っています。
- (3) 残されたクマについては、所有者が受入先を探した上で、それがかなわない場合には所有者の責任で最後の手段（安楽死）を取らざるを得ない状況であったことから、県としても、国内のクマ牧場や（公社）日本動物園水族館協会を通じて全国の動物園に対しクマの受入れをお願いしていたところ、北秋田市長から阿仁熊牧場へのヒグマを含む全頭の受入れについて申し出がありました。
- (4) この申し出を受け、県としては、殺処分（安楽死）による県のイメージダウンや地域振興など、全県的な見地から総合的に判断し、全頭を阿仁熊牧場へ移送することとました。
- (5) 現在、旧秋田八幡平クマ牧場にいるヒグマ20頭を受け入れるためには、新たな施設の整備が必要であり、北秋田市と協議した結果、その費用の全額を県が補助することとしました。
北秋田市では、7月に工事着工、12月までには工事完了の予定であり、クマ舎完成次第ヒグマの移送を行う予定です。
- (6) 新たな受入施設の整備が進む一方で、今後の阿仁熊牧場の円滑な運営に資するため、北秋田市と協働で「阿仁熊牧場利活用推進協議会（仮称）」を立ち上げ、県内外の動物愛護団体、学識経験者などの専門家からも意見を聴きながら、入場者の増加、環境学習の場の提供及びクマに関する調査研究などの様々な取組を推進し、県内の交流人口の拡大や地域振興につなげていくこととしています。

（県担当課室名 生活環境部生活衛生課）

IV – 6 国立公園における公園事業について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

国立公園内に、県が国庫補助事業等により整備した既存施設についても、国が速やかな改築や改修を実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 自然とのふれ合いに対する国民ニーズの高まりとともに、自然公園については、野外レクリエーションや観光、休養、自然教育の場としての利用の機会が多くなっています。

国立公園における公園事業については、三位一体の改革に伴い、平成17年度から原則として国が執行することになりましたが、国立公園内で公園事業により県が整備した施設は、引き続き県が補修・改修を行わなければならぬことから、年々財政的な負担が増加しています。

(2) 当県では国立公園内において、これまで補助金等により整備した施設が53カ所あるものの、年々施設の老朽化が進み、大規模な改修やリニューアルが必要となってきています。

(県単独事業費に占める「国立公園内の施設の改修・補修事業費」の割合は、平成20年度～平成25年度までの6カ年間の平均で、約半分となっています。)

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

V 新農林水産ビジネス等の推進

V－1 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉について

農林水産省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (1) 交渉にあたっては、ＴＰＰ参加が我が国の幅広い分野に与える影響を十分に踏まえたうえで、特に米や畜産物等について関税撤廃の例外とするなど、守るべき国益を明確にし、安易に妥協することなく各国との交渉に臨むこと。
- (2) 地域の基幹産業である農業については、単に貿易の一分野としてではなく、食料安全保障の観点から慎重に扱うとともに、将来にわたり持続的に発展していくよう、農業の競争力強化に向けた政策や、農村社会を維持する地域政策の視点から具体的な方針を示し、国の責任において、十分な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年3月15日の安倍内閣総理大臣によるＴＰＰ交渉参加への表明以降、交渉参加に向けた各国との協議が順次合意されています。
- (2) グローバル化の流れの中では、自由貿易の推進と国内農業の振興の両立が必要との判断は尊重されるべきではありますが、一方で関税撤廃となれば、米を中心とした当県農業は壊滅的な打撃を受け、農業生産はもとより、農業・農村が持つ多面的機能の喪失などにより、地域経済が崩壊し、市町村レベルでの行政運営が立ちゆかなくなることも危惧されています。
- (3) 当県農業が持続的に発展していくためには、ＴＰＰへの参加如何に関わらず、国際競争力の向上や農業の体质強化、さらには農村社会の維持等に関して、抜本的な農業・農村対策を構築することが必要です。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

V－2 集落型農業法人等の担い手に対する支援強化について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

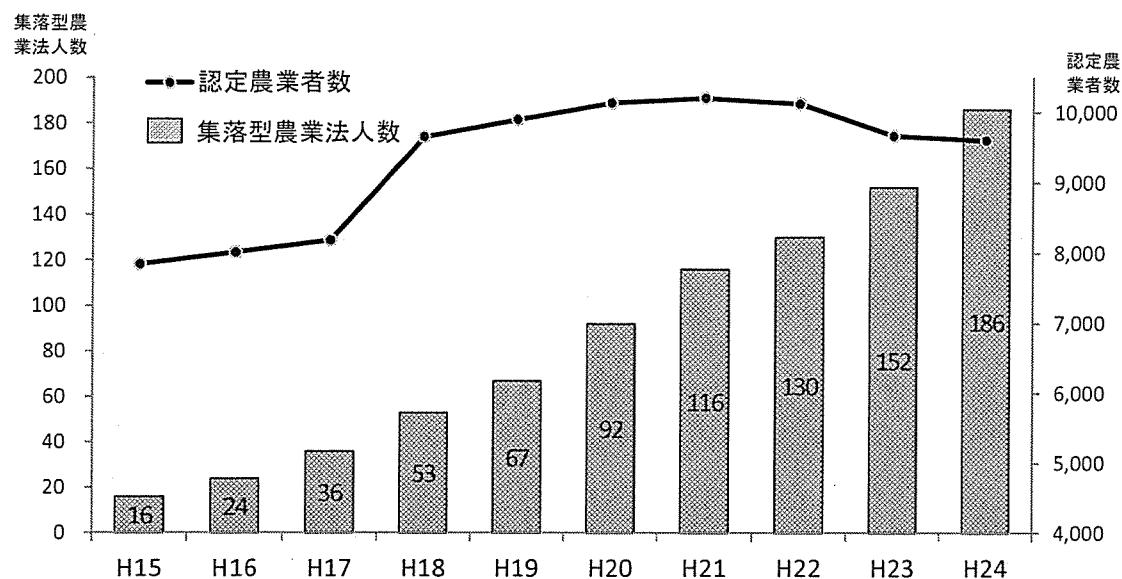
認定農業者や集落型農業法人など地域農業を支える経営体において、経営発展を図るために必要な資本装備に対する補助対象範囲の緩和や、コンサルティングの実施、法人税等の優遇措置の長期継続など、担い手の確保・育成に対する支援強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

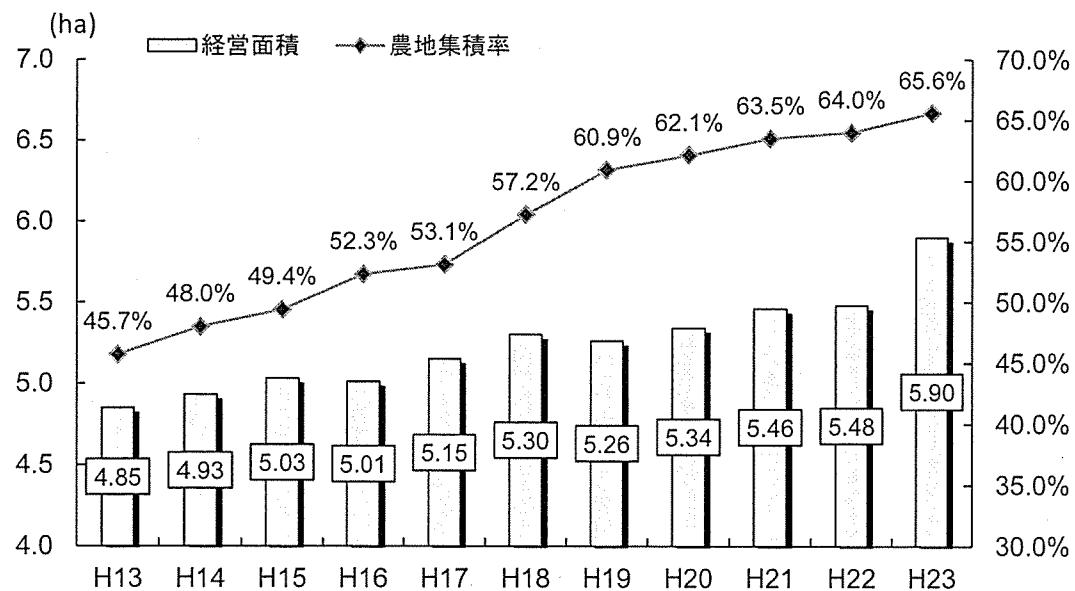
- (1) 当県では、これまで認定農業者や集落営農組織（法人含む）を地域農業の担い手と位置付け、その確保・育成に重点的に取り組んできており、全国的にも上位の確保数となっています。
こうした担い手は、「人・農地プラン」の中心経営体となり、農地集積の受け手として主体的な役割を果たしており、まさに将来にわたり地域農業を支える中心的な存在です。
- (2) 国内外の農業を巡る状況が厳しさを増す中、当県のように土地利用型作物を基幹とする小・中規模の農業者が集結した集落型農業法人等への期待はますます高まっており、地域農業を支える体制づくりが急務となっています。
- (3) このため、これらの担い手の確保・育成にあたっては、必要な資本装備に対する支援の充実、施設や機械等の導入に係る国の「農業用機械施設補助の整理合理化通知」の基準緩和、さらには、経営改善指導の充実や法人税等の税制面における優遇措置の長期継続など、ハード・ソフト両面に渡る手厚い支援が必要です。

【参考資料】

＜認定農業者数と集落型農業法人数の推移＞



＜担い手への農地集積率と経営面積の推移＞



(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

V－3 新規就農者の確保・育成に向けた施策の推進について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

- (1) 「青年就農給付金」については、就農希望者の確実な就農と経営安定を図るうえで有効な施策として期待されることから、長期継続的な制度とすること。
- (2) 「青年就農給付金」の実施にあたっては、研修終了後1年以内に独立・自営就農しなかった場合の全額返還や、就農者の前年の所得が250万円を超えた場合の給付停止などの規定について、新規就農者の実情を踏まえた柔軟な運用を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「農林漁業を担う人材育成」を重点施策に掲げ、特に、新規就農者等次世代を担う多様な担い手の確保・育成に取り組んでいます。こうした中、国の「青年就農給付金」については、若者が就農を志す重要なインセンティブと期待されることから、積極的かつ効果的な活用を図り、新規就農者の大幅な増加に結びつけるよう推進しています。
- (2) 新規就農者の確保・育成は息の長い取組が必要であることから、こうした有効な施策については、継続して実施することが望まれます。
- (3) 「青年就農給付金」の準備型においては、特に、農外から参入する場合、農地の確保や資金の調達が難航し、結果的に就農が遅れることも想定されることから、就農までの猶予期間について、柔軟な運用が必要です。また、経営開始型においては、就農者の経営努力を促すとともに、災害など経営環境の急変に備える観点からも、給付に際して所得制限の緩和や撤廃など、新規就農者の実情を踏まえた運用が必要です。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

V－4 経営所得安定対策の見直しについて

農林水産省経営局、生産局

【提案・要望の内容】

- (1) 経営所得安定対策の見直しにあたっては、現行対策の十分な検証を行うとともに、担い手をはじめとする農業者が、長期展望のもとで農業に意欲的に取り組めるよう法制化を図り、恒久的かつ安定的な制度として再構築すること。
- (2) 制度の再構築にあたっては、生産現場の声や地域の実情を十分に反映させるとともに、これまで以上に担い手の経営発展に資する内容とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、農林漁業者の競争力を高め、産業として自立できる経営体質への転換を図るため、平成23年度に100億円規模の農林漁業振興臨時対策基金を造成し、農業の構造改革に取り組んでいます。
- (2) 本対策は、米価の下落等による所得の減少分をカバーするなど、経営を下支えする制度として農業経営の安定に一定の効果があると評価しており、当県の加入率は、平成24年度で94.1%（全国76.9%）と高い水準になっています。
- (3) 本対策により、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るために、制度の円滑な推進に必要な財源を十分に確保しつつ、関係法令を整備し、恒久的・安定的な制度とすることが必要です。
- (4) また、現在は全ての販売農家を一律に支援する仕組みとしていることから、担い手を中心効率的な生産体制を確立する、いわゆる構造政策の視点が不足しています。
このため、制度の根幹は維持しつつ、これまで以上に担い手の意欲を喚起し、経営の発展が図られるような内容としていくことが必要です。

（県担当課室名 農林水産部水田総合利用課）

V－5 農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払」の制度について

農林水産省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (1) 「日本型直接支払」の制度設計にあたっては、農業が有する多面的機能は広く全国民が享受する公益的機能でもあることから、農用地として適切に利用されているすべての農用地を直接支払の対象地域とすること。
- (2) 対象地域の評価にあっては、中山間地域等の条件不利地の地域性など、生産現場の実情等に十分配慮し、交付金単価等に適切に反映させること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農業生産活動は、食料供給のみならず、国土保全、水源かん養、自然環境保全、伝統文化の継承、精神的安らぎ等、多面的機能を有しており、国民生活や国民経済の安定にとって重要な役割を果たしていることから、直接支払の対象地域を平場にも拡大し、適切に利用されているすべての農用地を対象とすべきです。
- (2) 当県では、農振農用地面積の52%で約1,300の組織が、「中山間地域等直接支払」及び「農地・水保全管理支払交付金」に取り組んでおり、耕作放棄地の発生防止や集落機能の維持、景観形成等の効果が発現されています。
しかしながら、少子高齢化や人口減少がますます進行していく中で、中山間地域等の条件不利地においては農用地の管理が難しくなっていることから、対象地域の評価にあたっては、地域性に配慮すべきです。

【参考資料】

○当県の実施状況

「中山間地域等直接支払」

平成24年度

実施市町村数	22	未実施 3
組織数	629	集落協定締結
対象面積 (ha)	10,687	農振の7%
全体交付額 (百万円)	1,133	
国費交付額 (百万円)	562	
県費交付額 (百万円)	286	

「農地・水保全管理支払交付金」

平成24年度

実施市町村数	25	全市町村で実施
組織数	649	市町村と協定
対象面積 (ha)	68,300	農振の45%
全体交付額 (百万円)	1,930	
国費交付額 (百万円)	965	
県費交付額 (百万円)	483	

○事業効果

- ・集落の集会が多くなり絆が強くなった
- ・世代間交流が活発になった（子供会、老人会等）
- ・農地保全による遊休農地の発生防止
- ・施設の長寿命化対策による低コスト化
- ・伝統的農法や水質・生物保全等の体験学習（子供会、PTA）
- ・景観植物等の植栽や美化活動による景観形成

(県担当課室名 農林水産部農山村振興課)

V-6 積雪寒冷地における施設園芸拡大のための特区的支援制度の創設について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

積雪寒冷地における通年農業確立の要となる施設園芸については、冬期間の暖房はもとより、施設の耐雪構造化や多重被覆、除雪・融雪等の費用が暖地に比べて格段に掛かり増しすることから、燃油価格高騰対策における発動基準の緩和や、新エネルギーを活用した設備導入対策の恒久化、さらには国庫補助事業の対象となる機械施設の拡充措置など、積雪寒冷地向けの特区的な支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 輸入農産物との競合が避けられない国際化時代にあって、地域農業の持続的な発展を図るためにには、TPPへの参加如何に関わらず、構造改革を加速し国際競争力を高めることが重要であり、当県においては、新エネルギーを活用した施設園芸による通年農業の経営実証や、大規模園芸ハウス団地の育成等に取り組んでいます。
- (2) しかしながら、積雪寒冷地での施設園芸の拡大にあたっては、冬期間の暖房燃油の消費が多いことに加え、低温流動性を踏まえると高価格の灯油に頼らざるを得ず、また、施設の耐雪構造化や保温性を高めるための多重被覆、除雪機械・融雪設備も必要となるなど、初期投資・運営コストとともに暖地に比べて格段に掛かり増しする状況にあります。
- (3) 国でも施設園芸の経営支援のため、燃油価格緊急対策を打ち出し、価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めていますが、今後のグローバル競争に対応するためには、燃油高騰時の補てん発動価格の引き下げなど、セーフティネット対策を強化するとともに、新エネルギーの活用や省エネ型設備への支援等を恒久対策とするなど、積雪寒冷地向けの施策が必要です。

- (4) また、大規模な施設園芸の推進にあたっては、耐雪型パイプハウスや除雪機等の導入が不可欠ですが、国庫補助事業においては「農業用機械施設補助の整理合理化通知」により、これらの機械施設は補助対象外とされており、意欲的な農家の負担が大きくならざるを得ません。
- (5) このように、通年農業の確立を目指して積雪寒冷地で施設園芸の拡大を図るためにには、燃油価格高騰対策や設備投資を支援する施策事業について、積雪寒冷地向けの特区的な対応が必要不可欠であると考えます。

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、園芸振興課)

V-7 6次産業化の円滑な推進に向けた支援制度の充実について

農林水産省食料産業局

【提案・要望の内容】

- (1) 農林漁業の6次産業化は、地域において多種多様な新ビジネスや取組主体が考えられることから、支援制度の運用にあたっては、補助事業者となる地方自治体の裁量について十分に配慮すること。
- (2) 6次産業化の推進に必要とする機械・施設等の円滑な導入を図るため、速やかな計画認定と交付金の交付が行われる制度とともに、地域の要望に応えられるよう、十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 六次産業化法に基づく総合事業化計画認定事業者が、計画に基づき施設等の整備を行う場合、6次産業化推進整備事業（国直接採択）並びに6次産業化ネットワーク活動整備交付金（県経由）が活用できることとなっています。
- (2) 当県では、本年4月末現在21件が計画認定を受けているものの、事業規模が比較的小さいこと等から、国の支援を受け事業に着手できたものは1件に止まっています。
- (3) 新たな6次産業化ネットワーク活動交付金は、県や市町村、JAなどが中心となって、地域の農林漁業者と異業種等が連携し、6次産業化を推進していく目的で、県に対する交付金として措置されたものです。
- (4) このため、特に、機械・施設整備にあたっては、総合事業化計画に沿った内容の場合、一定の範囲で地方自治体の裁量により採択できる仕組みとし、速やかに交付金が交付される制度とともに、地域要望を踏まえた十分な予算措置が必要です。

（県担当課室名 農林水産部農業経済課）

V－8 農用地土壤汚染対策の充実について

総務省自治財政局

環境省水・大気環境局

農林水産省消費・安全局、食料産業局、
生産局、農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、国に代わり、県が主体となって汚染米の買入・処理を行っていることから、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、食糧法に規定する「遵守事項」の特例措置を設ける等、県が買入する汚染米を円滑に処理できること。
- (2) 農用地土壤汚染防止法施行令の改正により、今後、指定地域の拡大が見込まれることから、客土等の恒久対策工事の予算確保と地方財政措置を継続すること。
- (3) 植物による土壤浄化技術の実用化を急ぐとともに、収穫後の浄化植物(収奪植物)の処理技術の早期開発を図ること。
- (4) 低カドミウム水稻品種の育成について、国(独立行政法人)と県による共同研究を推進し、早期の実用化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査など様々な対策を講じて、カドミウム汚染米の生産・流通防止に努めています。
- (2) 食品衛生法規格基準の改正に伴い、それまで国の責任で行っていたカドミウム含有米買上事業が終了したことから、農家の経営安定と安全・安心な米の供給のため、やむを得ず、国に代わり、県が汚染米の買入・処理を行っています。
- (3) そうした中で、食糧法の「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」においては、県が汚染米を買い入れる際にも、出荷販売事業者による着色等の措置が必要と規定されていることから、円滑な処理に支障をきたしています。
- (4) 現在、公害防除特別土地改良事業を実施中ですが、農用地土壤汚染防止法に基づく対策地域の追加指定が予想されることから、客土など恒

久対策工事の事業量の増加が見込まれます。

- (5) カドミウム高吸収植物による土壤浄化技術は、新たなカドミウム低減対策として早期に実用化され、恒久対策の一つに位置づけられることが期待されています。

併せて、その普及拡大を図るには、収奪植物の効率的な処理技術の開発が急がれます。

- (6) (独) 農業環境技術研究所が発見した低カドミウムコシヒカリの遺伝子を今後の水稻育種に活用することにより、コメにおけるカドミウム問題が解決に向けて一気に進展すると期待されます。

秋田県における農用地土壤汚染対策のあらまし

米のカドミウム規格基準値の改正
(食品衛生法・農用地土壤汚染防止法)
(1.0ppm未満 → 0.4ppm以下)
(含有米の国買上事業が終了)

○役割分担

- ◇県 : 細密調査、恒久対策の推進、汚染米の買入・処理、新技術の開発
- ◇市町村 : 生産防止対策(計画策定、湛水管理実施状況の確認)
- ◇農業団体 : 流通防止対策(ロット毎の濃度分析調査、仕分け等の徹底)

農用地土壤汚染防止法に基づく対策 (恒久対策)

汚染地域指定面積	1,822ha
恒久対策実施済	1,592ha
恒久対策実施中	201ha
未実施区域(農振地域以外等)	29ha

恒久対策終了までの対策 (応急対策)

- ◆生産防止対策
 - ・湛水管理 13市町 約19,000ha
 - ・湛水管理支援対策事業(県)
湛水管理巡回員の設置経費への支援
 - ・有害物質吸収抑制対策事業(国・県)
カドミウム吸収抑制資材の散布等

- ◆流通防止対策
 - ・JA等出荷団体がロット調査
約40,000点
 - ・クロスチェックの実施(県)
 - ・カドミウム汚染米の買入・処理(県)
基準値を超えた汚染米の買入・処理

技術開発による新たな対策の検討

- ◆土壤浄化技術
 - ・植物浄化技術(高吸収稻による実証)
H24年度実施面積 14ヵ所 11.6ha
 - ・化学洗浄技術
塩化第二鉄による土壤洗浄

- ◆低カドミウム水稻品種に関する共同研究

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

V-9 配合飼料価格の上昇への対応について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

- (1) 配合飼料価格の長期的な高止まりにも対応できるよう、配合飼料価格安定制度の拡充・強化を図ること。
- (2) 輸入飼料に過度に依存しない畜産経営体を育成するため、国内産飼料の利用拡大について、支援策の拡充・強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成25年4-6月期の配合飼料価格は過去最高の水準となっており、海外穀物情勢や為替相場等を考慮すると、今後も高止まりが想定されます。
- (2) 現行の配合飼料価格安定制度は、直前1年間の価格を基準とした補填制度であり、飼料価格の高止まりが長期化すると、十分な補填が発動せず、実質農家負担額の軽減にはつながりません。
- (3) 畜産経営を安定的に継続するためには、配合飼料価格安定制度について、価格高騰時だけでなく、高止まり時にも対応できるように、制度の見直しを含めて、拡充・強化を図ることが必要です。
- (4) また、当県としても、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営体を育成するため、自給飼料の増産や、飼料用米の利活用に取り組んでいますが、国においても、国内産飼料の利用拡大について支援策の更なる拡充・強化を図ることが必要と考えます。

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

V-10 農業農村整備事業予算の安定的確保について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

農業農村整備事業の計画的な整備・促進を図るため、安定的な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、年間500ヘクタールのほ場整備をはじめ、暗渠排水やモミガラ補助暗渠による排水強化対策など、戦略作物等の産地化に必要な生産基盤の整備を重点施策として推進しています。
- (2) 県内では、ほ場整備の実施を契機として設立された法人を核として、水稻のほか、戦略作物を組み合わせた大規模な複合経営の促進や、新たな6次産業化の展開など、意欲的な取組が広がっています。
ほ場整備の実施を地域農業の転機とすべく新規採択を待ち望んでいる地域は多く、計画的に実施するための安定した予算の確保が不可欠です。
- (3) このほか、当県では、農業の体质強化を図るため、国の定額助成である農業基盤整備促進事業を活用し、50億円を超える規模で農地の区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな整備を実施しています。
農村地域が抱える農業基盤の課題に迅速に対応し、農業の競争力を高めていくためには、地域のニーズが高い本事業の十分な予算確保が必要です。
- (4) また、国土強靭化の視点に立ち、農村地域の地震等に対する安全・安心を確保するためには、今後、ため池等の農業水利施設における耐震補強を見据えた整備が益々必要となってくることから、ため池等の改修に対する予算の充実が必要です。

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

V－11 水産基盤整備事業予算の安定的確保について

農林水産省水産庁

【提案・要望の内容】

- (1) 安全で安心な漁港施設を長期に維持するため、「水産基盤ストックマネジメント事業」の予算を安定的に確保すること。
- (2) 抛点漁港の整備については、事業効果の早期発現を図るとともに、新たな防災計画に基づく耐震・耐津波対策を強化するため、「水産基盤整備事業」の予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の漁港施設については、県管理8漁港で機能保全計画を作成し、水産基盤ストックマネジメント事業により維持管理・補修を実施しています。また、水産流通拠点として外郭施設等の重点整備を進めている八森、金浦漁港など6漁港では、地域水産業の活性化につなげるため水産基盤整備事業を実施しており、集出荷作業の効率化や衛生管理等の事業効果の早期発現に向け、これら予算の安定的な確保が不可欠です。
- (2) 東日本大震災を受け、当県では新たな想定地震モデルによる津波シミュレーションを行い、「最大クラスの津波（L2）」が来襲した場合の津波高を公表し、平成25年度中に地域防災計画を改訂することとしています。この見直しに基づき、八森、金浦漁港をはじめ県管理8漁港において、耐震・耐津波強化対策を早急に講ずる必要があることから、安定的な予算確保が不可欠です。

(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

V－1 2 地球温暖化防止に資する森林整備と木材需要の拡大について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 森林吸収源対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策のための税」を、森林吸収源対策の着実な推進とこれを支える林業の振興に係る経費に充当すること。また、持続可能な森林管理を継続するため、森林整備加速化・林業再生事業について、事業メニューの拡充と採択要件の緩和を図ること。
- (2) 森林整備の計画的な推進のため、森林所有者や地方負担の軽減を図る制度を拡充すること。特に、再造林に対しては、持続的な林業の確立のため、高率補助の支援制度を創設すること。
- (3) 木材自給率50%の低炭素社会を実現するため、「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、経常予算として木造建築物等の整備支援策を拡充すること。
- (4) 住宅など民間施設への国産材の利用を促進するため、木材利用ポイント制度を継続・充実すること。
- (5) 未利用間伐材等の活用を促進するため、発電施設等の整備支援など木質バイオマス活用を促進する施策を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 京都議定書第二約束期間において、我が国は、全ての主要排出国が参加する枠組みの実現に向け重要な役割を果たしていくため、引き続き、地球温暖化対策に全力を尽くし、森林分野においても二酸化炭素の吸収と排出削減の両面から最大の貢献を続けていく必要があります。

日本一のスギ人工林面積を有する当県では、着実に間伐等の森林整備を進めてきました。今後も地域材の活用を含めて、森林吸収源対策を強力に推進するため、地域の実情に則した柔軟な対応ができるよう、森林整備加速化・林業再生事業について、事業メニューの拡充と採択要件の緩和が求

められます。

(2) 国土の保全、森林資源の循環利用を促進する等の観点から、森林整備の計画的な推進が重要です。しかしながら、森林整備事業で発生する地方負担は、財政逼迫により年々厳しくなっており、その対応に苦慮していることから、地方公共団体等の負担を軽減する措置が必要です。

また、長引く木材価格の低迷による林業経営の悪化により、主伐後の再造林が進まなくなることが危惧されており、森林所有者の負担が少ない定額補助制度の創設が必要です。

(3) 当県では、「公共建築物等木材利用促進法」の施行を受けて、県の県産材利用推進方針等の改正を行うとともに、全国に先がけて全市町村で「市町村木材利用推進方針」を策定したところです。また、民間、特に福祉分野での木造、木質化に対する意識が高く、要望も多くあります。

しかし、木造公共施設等の整備に対する支援は、補正予算で措置されており、市町村等による計画的な施設の整備に支障が生じていることから、経常予算による十分な支援が必要です。

(4) 当県では、スギを中心に資源が充実していますが、住宅着工数は年々減少傾向にあり、地域資源が十分に活用されていません。

このため、成熟した森林資源の適正な整備や地域材需要を継続的に喚起するため、住宅等の民間分野における国産材の利用を促進する木材利用ポイント制度の継続・充実が必要です。

(5) 木質バイオマス等を利用することは、地球温暖化対策として大きく貢献するものであり、木質バイオマス利用を促進するための施策が重要です。

昨年7月に「再生可能エネルギーの固定買取制度」がスタートし、当県においても、この制度を視野に入れた木質バイオマスの活用を推進していくこととしていますが、取組を計画する事業体から原材料の運搬支援や発電施設の整備支援等の要望が多数出されており、施策の拡充が必要です。

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

V－13 松くい虫・ナラ枯れ防除対策の充実強化について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病害虫等防除事業予算を拡充するとともに、松くい虫被害先端地域における森林害虫駆除事業を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、昭和57年度に発生した松くい虫被害について、海岸林等の守るべきマツ林を中心とした徹底駆除を図るとともに、無人ヘリによる薬剤散布を導入するなどの防除に取り組んでいます。

平成17年度からは、大臣の駆除命令を受けて森林害虫駆除事業を実施したことで、平成24年度の被害量は、ピーク時の3分の1近い約1万4千1百m³まで減少しました。

しかしながら、昨年、県北部の小坂町で新たに被害が確認されるなど、これら被害先端地域にあっては依然として高い水準で推移していることから、大臣命令による徹底防除の継続が必要不可欠となっています。

(2) また、平成18年度に発生したナラ枯れについては、現在、県南地区及び中央地区の8市町村で被害が拡大しています。

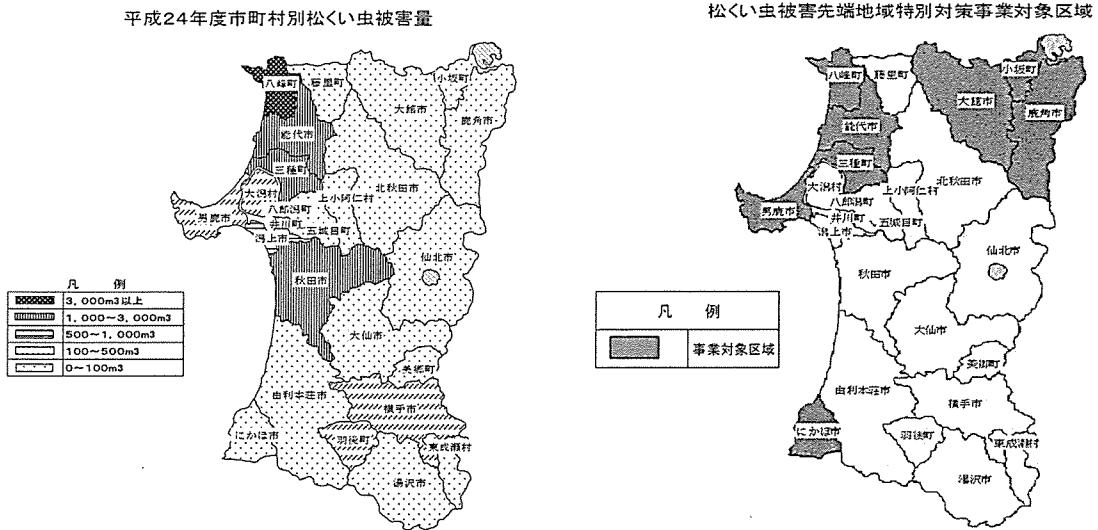
県が独自に定めた守るべきナラ林の被害木の駆除や樹幹注入による防除のほか、高齢ナラ材を被害前に利用しナラ枯れに強い若い森林へ誘導するため、県単独事業を創設し防除に取り組んでいます。

被害の拡大は、水源かん養等の森林機能の低下や景勝地などの景観悪化が懸念されることから、さらなる防除対策が必要です。

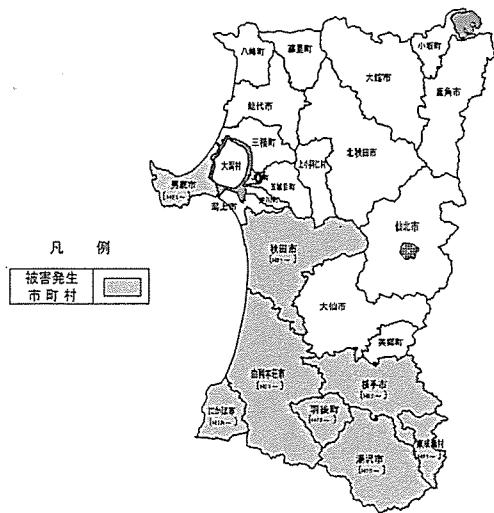
【参考資料】

1. 被害発生状況

①松くい虫

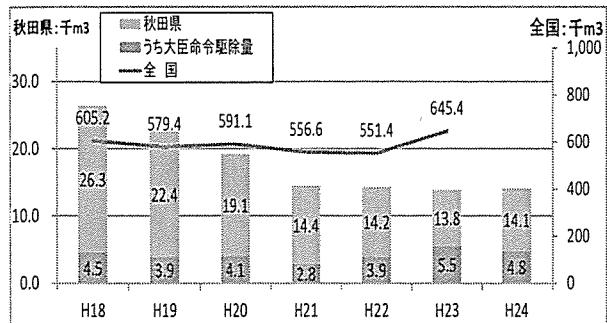


②ナラ枯れ

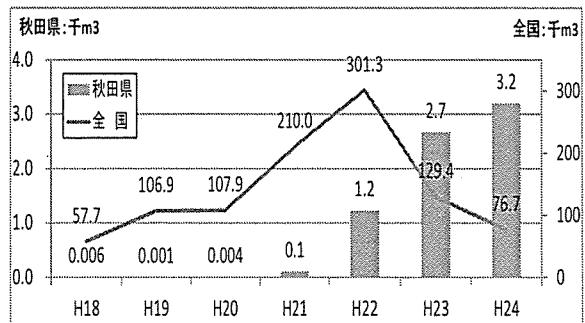


2. 被害量の推移（民有林）

①松くい虫



②ナラ枯れ



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

V-14 治山事業による災害に強い森林づくりの強化について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

集中豪雨等により荒廃した山地の復旧・整備と海岸防災林造成事業に対し、さらなる予算の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 近年、記録的な集中豪雨等による大規模山地災害が頻繁に発生し、多大な被害を与えています。

このため、山地災害危険地区等においては、県民が安全で安心して暮らすために、計画的・効率的な復旧整備を進める必要があるとともに、既設施設の老朽化対策の推進も緊急の課題となっています。

(2) 当県の海岸線は約260キロメートルで、大半が海岸林で占められ、その恩恵は、保健休養や人家・道路・農地等の保全など生活環境全般に及んでいます。

東日本大震災を踏まえ、日本海沿岸における大規模災害発生の備えとして、海岸林の健全な育成を図るため、計画的な事業推進が必要です。

【参考資料】

1 治山事業関係の過去2年間の災害件数

平成23年度	発生期間	災害名	件数
平成23年	5月 9日～10日	融雪災	2
	6月 23日～24日	豪雨	53
	6月 30日～ 1日	豪雨	3
	7月 28日～29日	豪雨	3
	8月 17日	豪雨	26
	9月 17日～18日	豪雨	1
	9月 21日～22日	豪雨	4
	2月 12日	風浪	1
	3月 30日～31日	豪雨	1
計			94
平成24年度	発生期間	災害名	件数
平成24年	4月 3日	暴風	3
	4月 26日	波浪	1
	7月 15日～16日	豪雨	6
	計		10

2 山地災害危険地区域の計画・実績

危険地区分	地区数	平成24年度までの実績	
		地区数	着手率(%)
山腹崩壊	2,455	278	11.3
地すべり	250	104	41.6
崩壊土砂流出	4,681	1,046	22.3
計	7,386	1,437	19.5
なだれ	438	183	41.8
合計	7,824	1,620	20.7

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

VI 観光・文化・スポーツの振興

VI-1 スポーツ振興くじ助成金の要件緩和について

文部科学省スポーツ・青少年局

【提案・要望の内容】

スポーツ振興くじ助成金について、以下の助成対象事業の拡充、助成限度額の引上げを図るよう、要件の緩和等の制度改正を実施するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し、その実施を働きかけること。

- (1) スポーツ施設等整備事業について、助成の対象外となっている大型映像表示設備等の大規模なスポーツイベントの開催に必要な設備を助成対象とするとともに、夜間照明施設の新設等について、助成限度額を引上げること。
- (2) グラウンド芝生化事業について、整備費用が高額な人工芝生化事業について、助成限度額を引上げること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「スポーツ立県あきた」を宣言し、秋田県スポーツ振興基本計画に基づき、スポーツ環境の充実を進めています。
- (2) スポーツ環境の充実には、競技施設の整備はもとより、スポーツを観戦する環境の充実を図ることが重要であり、会場全体の盛り上がりに寄与する大型映像装置や夜間照明の整備をすることによって、スポーツ大会やスポーツイベントの観客動員数の増加が期待できます。
- (3) スポーツ大会やスポーツイベント、合宿等の開催・誘致を推進し、スポーツを活用した交流人口の拡大を目指すにあたり、高い使用頻度が見込まれる人工芝のグラウンド整備が必要不可欠であるが、初期整備費用が高額なため、導入が進んでいない状況にあります。

(県担当課室名　観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

VI-2 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界 遺産登録について

文部科学省文化庁

【提案・要望の内容】

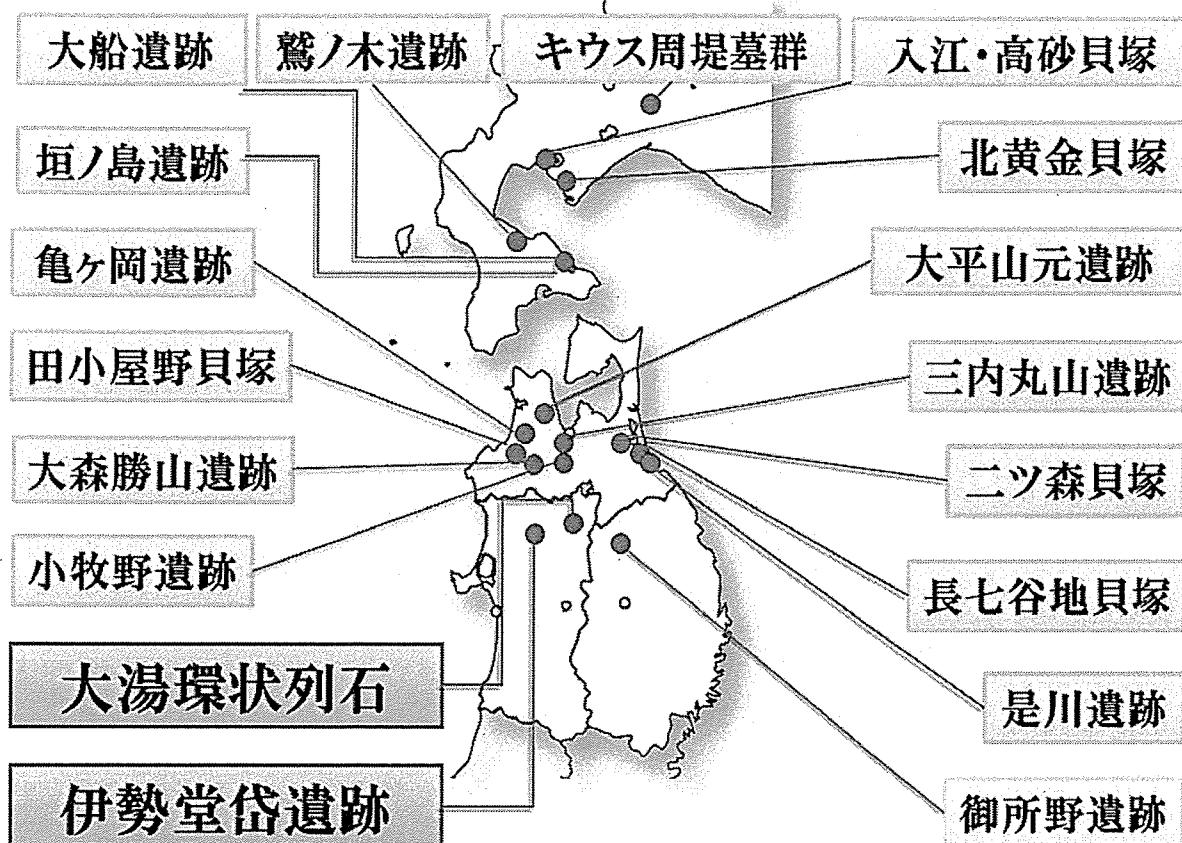
- (1) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録の早期実現について支援すること。
- (2) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、国内での気運の盛り上げのための情報発信等の事業に対する補助を行うなど、世界遺産登録推進について支援すること。
- (3) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、資産周辺の環境整備について補助するなど支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、当県をはじめ北海道、青森県、岩手県に所在する、縄文時代を代表する18の遺跡から構成され、当県の特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡が含まれています。「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」については、平成27年度の世界遺産委員会での審議・登録実現を目指しています。
- (2) 4道県は、国内外の専門家を招聘してシンポジウムを開催するなど、遺跡群の魅力についての情報発信事業に取り組んでいます。また、当県では、縄文遺跡群の写真展の開催、出張講座の実施、縄文ナビゲーターの育成など、県内での普及事業に取り組んでいます。
- (3) 4道県では、世界遺産登録に向けて、個別の資産の抱えている諸課題の解決のため、それぞれで検討を進めています。当県では、大湯環状列石の資産内を通る県道の移設、伊勢堂岱遺跡の資産周辺の道路整備について検討しています。

■ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成遺跡位置図

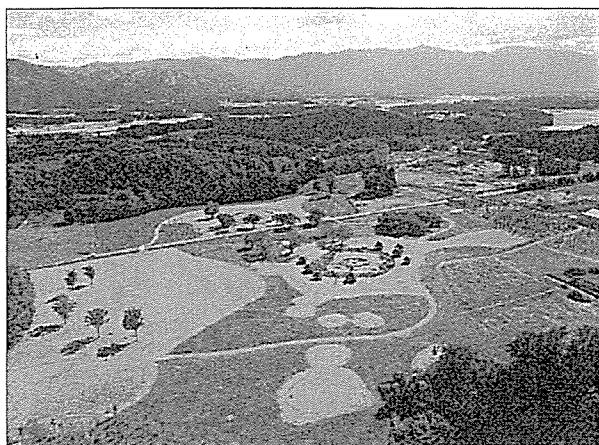
18の縄文遺跡群



■ 秋田県の2遺跡の概要

国指定特別史跡	大湯環状列石(鹿角市)
米代川支流の大湯川左岸の舌状台地上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた縄文人の壮大な記念物である。環状列石の周囲には、掘立柱建物跡・土坑・貯蔵穴などが列石を取り囲むように同心円状に分布する。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、これをを中心に自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられ、縄文人の葬送儀礼、祈りとまつりなどを考える上で重要である。	

国指定史跡	伊勢堂岱遺跡(北秋田市)
米代川中流域の左岸の河岸段丘上に立地する、縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の4つの環状列石を主体とする大規模な祭祀の場と考えられ、環状列石の石組みには、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・東北北地域での交流の姿を示している。環状列石周辺からは、土坑墓・配石遺構・掘立柱建物跡・溝状遺構などが確認されている。縄文時代の祈りとまつりなどを考える上で重要である。	



(県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室)

VII 少子化対策と子ども・子育て対策の充実

VII-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省大臣官房、雇用均等・児童家庭局

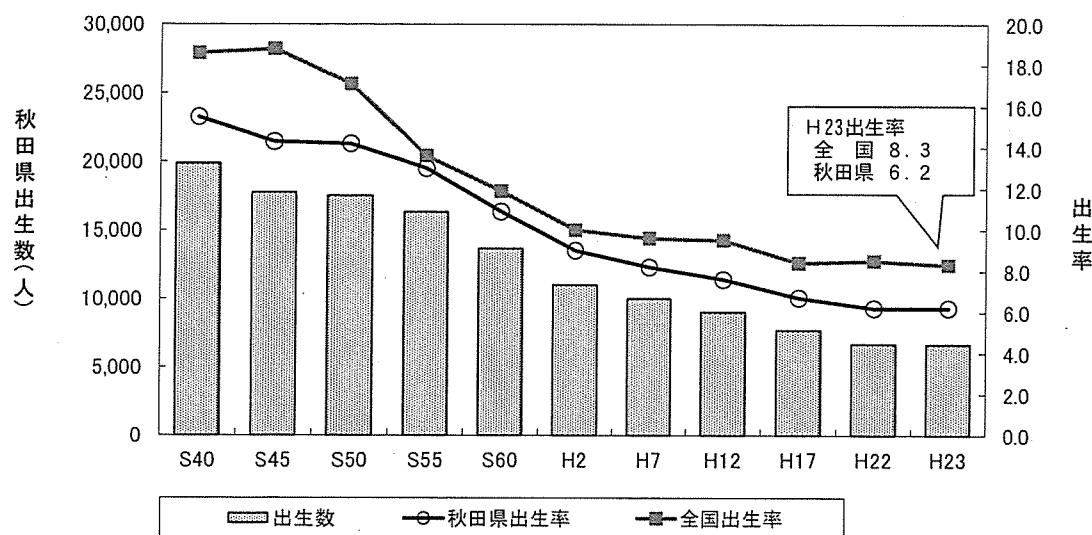
【提案・要望の内容】

- (1) 結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について、個人の意思を尊重しつつ、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを展開するなど、国が主体となった対策を講じること。
- (2) 中小企業における従業員の仕事と子育ての両立が図られるよう、企業による一般事業主行動計画の策定に対して支援するほか、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金など両立支援の取組に対する助成等の拡充や、手続きの簡素化などを進めること。
- (3) 平成25年度末の安心こども基金終了後については、地方が創意工夫を活かし、地域の実情に応じた少子化対策を展開できるよう、弾力的かつ自由度の高い基金を創設するなど、地方の取組を積極的に支援すること。

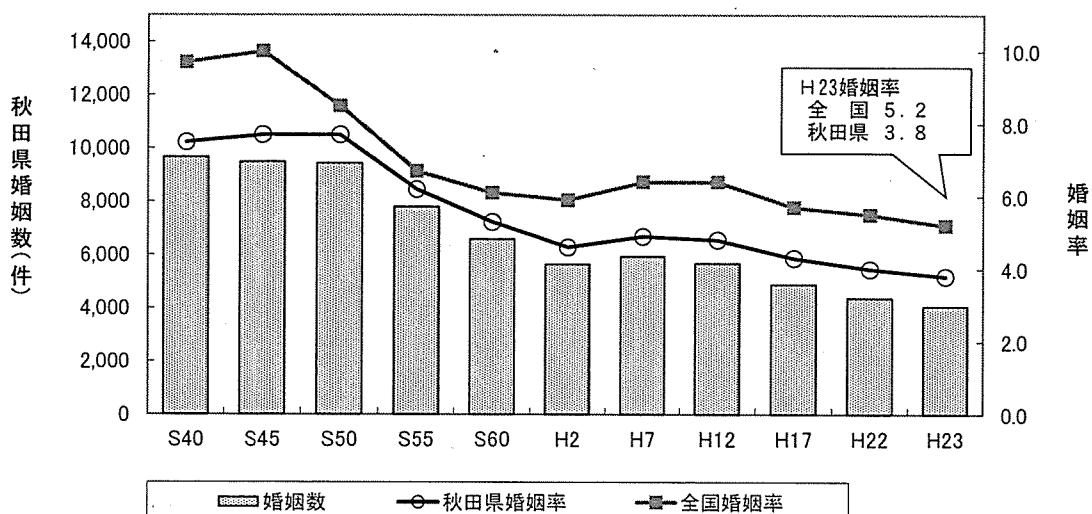
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降17年連続、婚姻率が平成12年以降12年連続して全国最下位で、人口減少率も5.2%と全国で最も高く、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。
このため、県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」において、県民参加による脱少子化を重点目標と位置づけるとともに、毎年度、実践計画を策定し、総合的な対策を推進しています。
- (2) 主な取組として、「あきた結婚支援センター」を設置し、結婚を希望する方々に個別のマッチングを調整するシステムを導入し、出会い・結婚支援の充実を図っています。
また、中小企業による従業員の仕事と育児・家庭の両立支援を後押しするため、専門アドバイザーによる一般事業主行動計画の策定支援や企業内研修会の開催に加え、子育てしやすい職場づくりに積極的な企業・団体への助成などを実施しています。
そのほか、「秋田県少子化対策基金」を造成し、民間の団体及び企業が行う子育てや出会い・結婚などの取組へ支援しています。
- (3) 結婚への支援をはじめ、子ども・子育てへの支援は未来への投資であり、国の責任において積極的に進める必要があります。

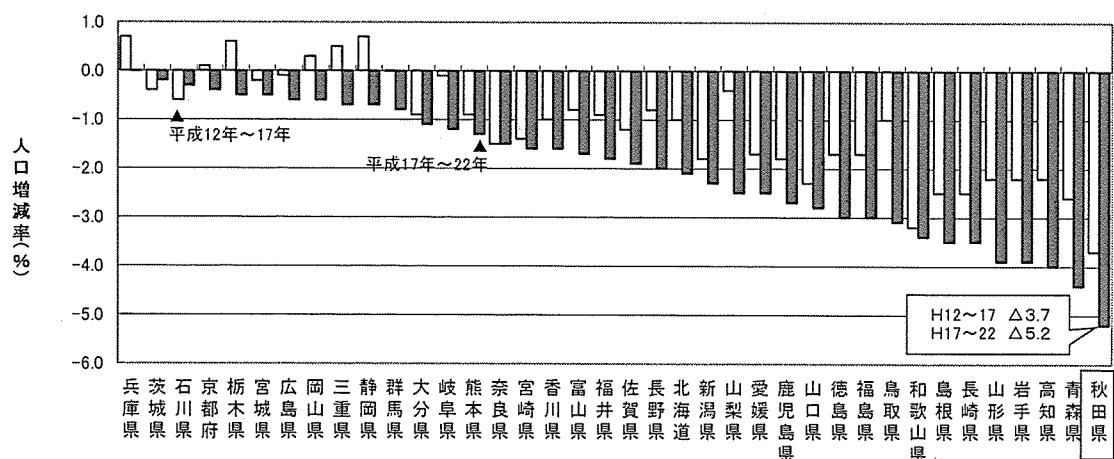
(参考1)当県の出生数・出生率



(参考2)当県の婚姻数・婚姻率



(参考3)都道府県別人口増減率(今回人口減少県)



出典:平成22年国勢調査

(県担当課室名 企画振興部少子化対策局)

VII-2 子ども・子育て対策の充実について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

厚生労働省（雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、保険局）

【提案・要望の内容】

- (1) 子ども・子育て関連3法に基づき保育や子育て支援等の質・量の充実を図るために必要とされる1兆円超程度の財源のうち、約7,000億円を消費税引き上げにより確保することとしているが、不足する約3,000億円の財源確保について、国の責任において早期に対応策を示すこと。
- (2) 妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査については、歯科健康診査も含めた総合的な健康診査とすること。
- (3) 国では、不妊治療助成制度の今後のあり方について検討しているが、体外受精・顕微授精など、医療保険が適用されず、高額な自己負担を伴うことから、助成回数・助成額の拡大等、さらなる財政支援を講ずること。
- (4) 子どもの医療費にかかる自己負担割合をさらに軽減するとともに、対象児童の年齢を引き上げること。
- (5) 母子寡婦福祉資金等の貸付支援において、父子家庭についても支援の対象とすること。
- (6) 中軽度の聴覚障害を有する児童の補聴器購入費用について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、出生数が平成16年以降連續して8,000人を割り込むなど、少子化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及びこれらの計画に基づく給付・事業の実施にあたっては、安定的かつ確実な財源の裏付け

が必要です。

(3) 妊婦に対する歯科健康診査は、妊婦及び出生児の健康の保持・増進を図るうえで重要な役割を担っていると考えられていることから、県では、平成15年度から、妊婦一般健康診査に加えて、歯科健康診査を含めた費用等について、市町村に対し助成するなど、妊婦健診事業の充実強化を図る各種施策を積極的に展開しています。

妊婦一般健康診査については、平成25年度以降、市町村に対して地方財政措置を講じることとされていますが、歯科健康診査については対象となっていません。

(4) 不妊治療については、県では、国の補助事業に加え、平成24年度からは、県単独事業によって助成回数、助成額の嵩上げを行っており、昨年度の助成件数は529件と平成23年度に比べ1.6倍の増となっています。

また、こうした事業に加え、不妊に関して悩んでいる方のための相談窓口を開設するなど、総合的な支援に取り組んでいます。

(5) 子育て家庭に対する経済的支援としては、保育料や乳幼児・小学生の医療費に対する助成などを図り、子どもを産み育てやすい社会づくりを進めていますが、財政事情が一段と厳しさを増す中で、県の段階で実施できる施策・事業には限界があります。

(6) 当県では、父子世帯の6割以上が年間就労収入300万円未満の低所得世帯であり、全国平均の約4割を大きく上回っています。

また、ここ数年の雇用情勢等の悪化などにより、母子世帯と同様、父子世帯の置かれている状況も厳しさを増しており、父子世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、母子寡婦福祉資金等の貸付対象とする必要があります。

(7) 聴覚に障害を有する児童が早期に補聴器を装用することは、言語の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく寄与するのですが、中軽度の聴覚障害（聴力レベル30以上70デシベル未満）がある児童については、高額な補聴器を購入しなければなりません。

このため、県では平成22年度から、医師が装用を認めた中軽度の聴覚障害を有する児童に対して、補聴器の購入費用の3分の1を市町村を通じ助成しています。また、市町村も県と同程度の助成措置を行っています。

（県担当課室名 健康福祉部長寿社会課、子育て支援課、健康推進課）

Ⅷ 地域医療対策の充実

Ⅷ－1 地域における医師確保に対する支援の強化について

厚生労働省医政局

文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方の恒常的な医師不足の解消を図るため、地域毎、診療科毎の必要医師数を把握するとともに、医学部の定員増など、地域で不足している医師の養成を国において責任を持って行うこと。
- (2) 地方の国立大学法人が、地域特性を踏まえた医学教育の充実や地域への医師派遣機能の強化ができるよう、医学部の教員数増や施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (3) 医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、県が設置する地域医療支援センターの運営に必要な財政支援の拡充を図ること。
- (4) 臨床研修制度における地域医療研修期間の延長や、臨床研修後における一定期間の過疎地域勤務の義務付け、病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域での診療経験を付加することなどにより、医師の地域的な偏在の解消に向けた新たな制度を構築すること。
- (5) 医師の養成・確保について、地方に財政負担を強いいることがないよう、国の責務として十分な財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成23年10月に、県が県内の75病院を対象に独自に実施した医師の充足状況調査では、全体の60%にあたる45病院が何らかの診療科で医師が不足しており、合計で372人の医師が不足していると回答しています。

また、人口10万対医師数では、213.6人（平成22年末現在、全国34位）で、全国平均230.4人を下回るとともに、内科、外科、整

形外科、眼科、麻酔科が全国平均を下回るなど、医師の不足や地域偏在・診療科偏在などの課題を抱えています。

(2) このような中で、県では、医学生等への修学資金の貸与、臨床研修医の確保と県内への定着、秋田大学への寄附講座の設置など、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組んできました。

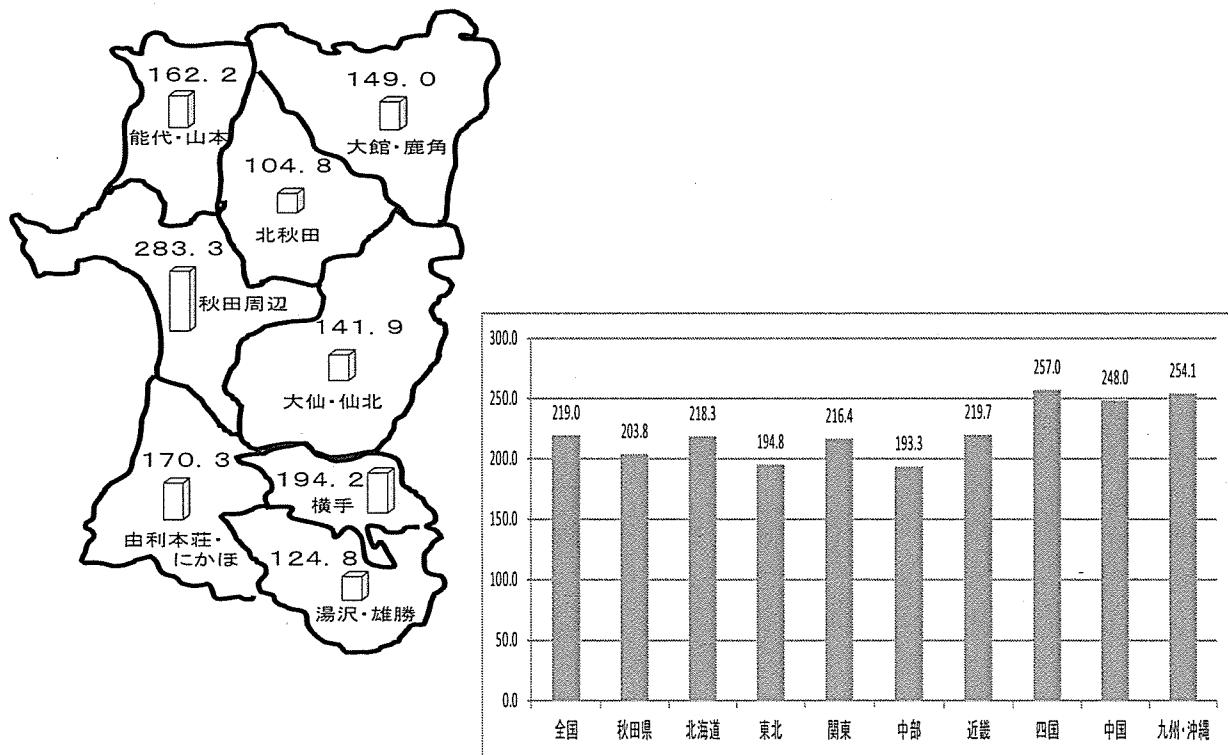
平成24年11月には、医師の不足や地域偏在・診療科偏在を解消し、県民が安心して質の高い医療が受けられるように、「医師不足・偏在改善計画」（計画期間：平成24年から平成37年まで）を策定し、今後、

「若手医師の地域循環型キャリア形成システムの構築」、「県外からの研修医の確保と初期臨床研修制度の改善」、「ライフステージに応じた女性医師への更なる支援」などに重点的に取り組むこととしています。

このため、平成25年4月に地域医療支援センター（あきた医師総合支援センター）を設置し、地域枠等の医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う取組を始めています。

一方で、これらに長期にわたって取り組むためには、多大な財政負担が生じます。

[二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成22年）]



[地域ブロック別10万人対医療施設従事医師数（平成22年）]

（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室）

Ⅷ－2 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院であるとともに、災害時において中心的な役割を果たす公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を公的病院である厚生連病院が担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、地域医療を担う役割を十分に果たすことが困難な状況にあることから、県及び市町村が支援を行っています。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良費については交付税措置の対象となっているものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費を助成した場合については、何ら財政的な支援制度はありません。
- (3) 県では、公的病院に対して、運営費の助成に加え改築等への助成も行っており、今後、周産期医療や救急医療などの拠点となる機能を有する医療機関の整備を進めるためには、さらなる支援の充実が必要ですが、多大な財政負担となっています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

VIII-3 医療施設の耐震化の促進について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

病院の耐震化を促進するため、医療施設耐震整備事業の補助基準額及び対象施設を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 建築物耐震改修促進法に基づく国土交通省の基本指針（平成18年1月）では、病院を含む特定建築物の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とすることを目標としていますが、当県における病院の耐震化率は、平成24年9月1日現在で66.2%にとどまっています。
- (2) 病院の耐震化を促進するための現行の医療施設耐震整備事業では、補助対象施設から公的病院が除かれているほか、原則として、二次救急医療施設に限定されているため、当県の未耐震の病院のほとんどが補助対象となっていません。
- (3) 一方、平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金については、補助基準額が医療施設耐震整備事業に比べて大幅に拡充されたほか、公立病院及び公的病院が補助対象とされています。当県では2病院がこの制度を活用し耐震化を図っていますが、当該交付金制度は、平成24年度で終了しました。
- (4) 当県では、東日本大震災の経験を踏まえ、震災時の医療を確保するため、病院の耐震化を促進することが喫緊の課題となっています。
このため、医療施設耐震整備事業の補助基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金並みに拡充するほか、対象施設を二次救急医療施設以外の病院にも拡大することが求められています。

（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課）

Ⅷ－4 現物給付方式により医療費助成を行った場合の国庫負担金の減額措置の廃止について

厚生労働省保険局

【提案・要望の内容】

国は、地方が単独で実施している乳幼児・小学生や重度障害者に対する医療費の助成事業を「現物給付」により実施した場合、市町村国保に対する療養給付費負担金及び財政調整交付金を減額調整しているが、市町村国保財政上大きな影響を受けているので、この減額措置を廃止すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

本県では、乳幼児・小学生やひとり親家庭、重度心身障害者などの医療費にかかる経済的な負担を軽減するため、国の制度を補完するものとして、医療費助成事業を実施しています。

この事業は、県民福祉の向上に大きな役割を果たしていることから、今後も引き続き実施していく必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

Ⅷ－5 難病対策の充実と特定疾患治療研究事業における県の超過負担の解消について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) 難病対策の法制化に当たっては、胆道閉鎖症など、特定疾患治療研究事業の対象となっていない疾患について、患者が安心して継続的に治療が受けられるよう、医療費助成の対象疾患とすること。
- (2) 県の超過負担となっている特定疾患治療研究事業費について、国が定めている負担割合を維持できるよう、必要な財源を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患のうち、特定疾患治療研究事業の対象となっていない胆道閉鎖症などの疾患については、20歳を超えた時点から患者等の医療費の自己負担が大きくなります。このため、難病対策の法制化に当たっては、医療費を助成する対象疾患として選定し、患者等の負担の軽減を図る必要があります。
- (2) 国が定める特定疾患治療研究事業費の補助率は、国及び都道府県がそれぞれ2分の1ですが、平成13年度以降、本県では超過負担となっており、平成24年度の国と本県の負担割合は、およそ国10分の3、県10分の7となっています。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課)

VIII-6 がん対策の推進について

厚生労働省健康局

【提案・要望の内容】

- (1) がん検診の受診機会の拡大、精度管理の向上及び自己負担の軽減に向け、地方公共団体が独自に取り組んでいる受診促進策や未受診者への受診勧奨策及び検診車等の検診機器の整備に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) 子宮頸がん検診のH P V検査・細胞診併用検査について、その有効性を早期に示すとともに、恒常的な財政支援を行うこと。
- (3) がん検診について、職域及び市町村を含めた総体的な受診率や受診実態を正確に把握するための手法の確立を図ること。
- (4) 地域がん登録の早期の法制化と、十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県のがんによる粗死亡率は、平成9年以降連続して全国で最も高い状況にあります。こうした現状を踏まえ、当県では、今年度スタートした「第2期秋田県がん対策推進計画」に、「がんによる死亡率の20%減少」や「検診受診率50%以上」等の目標を掲げ、がんの教育・予防から、早期発見、医療提供体制整備、緩和ケアに至る施策を総合的に実施しています。
- (2) 当県では、がん検診の受診率向上に向け、子宮がん検診について、国の基準を上回り、20歳から39歳までの女性が毎年受診できるよう市町村に助成するとともに、胃がん検診について無料で受診できるクーポン券を、40歳と50歳の全県民に配布しているほか、県が設置した受診勧奨センターから市町村のがん検診未受診者に対し、直接電話や手紙で受診を呼びかける、いわゆるコール・リコールのモデル事業を9市町村で実施しています。

一方、当県のがん検診は、検診車等による巡回診療によるところが大き

く、検診機器の老朽化やデジタル化に対応した更新が必要となっておりますが、その整備には多額の費用が必要であり、これまで財源としていた宝くじ助成金の廃止などにより、その財源確保が大きな課題になっています。

- (3) 当県では、高精度で効率化が期待されている子宮頸がんのH P V検査・細胞診併用検査について、単独で取り組んでいる市町村がありますが、安定的な事業実施に向けた体制整備が必要です。
- (4) 当県では、職域におけるがん検診について、各医療機関の協力を得て調査を行うとともに、市町村が行うがん検診については、従来地域ごとの相違が見られた対象者数の定義を平成23年度から統一し、当県独自に職域を含めた県全体のがん検診受診率の把握に取り組んでいます。
しかしながら、がん対策の充実を図るために、全国的に統一された手法による、がん検診受診状況の把握が不可欠です。
- (5) 適切ながん対策を進めるためには、がんの罹患状況と死亡情報を正確に把握することが重要であり、地域がん登録を全国的に統一した方法で推進する必要があります。そのため、地域がん登録の法制化や十分な財源の確保を図る必要があります。

(県担当課室名 健康福祉部健康推進課がん対策室)

IX 次代を担う人材育成のための教育の充実

IX-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数学級の実現においては、小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年における安定的な35人以下学級の推進のため、計画的に制度化を図るとともに、指導方法工夫改善のための加配を活用した少人数授業や習熟の程度に応じた取組が効果を上げてきている現状を踏まえ、現在の加配数を維持すること。
- (2) 市町村合併に伴う学校統廃合に係る市町村合併支援加配措置について、弾力的な運用を図ること。
- (3) 養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員定数について、養護教諭の複数配置の算定基準、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平成14年度）において30人程度学級編制を実施しています。

その後、平成23年度に小学校3年生、平成24年度に小学校4年生、平成25年度には中学校2年生に30人程度学級編制を拡充し、教育環境の一層の向上に努めているところです。

また、その他の学年においても少人数学習に積極的に取り組んでいます。

当県児童生徒が「全国学力・学習状況調査」において全国トップクラスの成績を収めていることや、生徒指導面で安定していることは、これらの取組の成果ととらえております。

このように、児童生徒に確かな学力の定着を図り、安定した学校生活を送らせるためには、子ども一人一人にきめ細かな指導を行うことのできる少人数学級の実現と少人数学習（チーム・ティーチング等）の両輪が不可欠です。

今後、国においては、安定的な少人数学級の推進の観点から、平成26年度以降に向けた基礎定数化による対応及び少人数指導で効果を上げている指導方法工夫改善加配定数の維持、並びに学校の諸課題を解決するための加配定数の維持が必要と考えます。

なお、将来を見通した定数管理のため、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」を早期に策定し、中長期的な計画を示していくことが必要です。

- (2) 当県は、少子化の進行に伴い、市町村合併後の学校統廃合も進み、教職員定数の激減による影響が懸念されています。

平成22年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会の、「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」の中で、市町村合併に伴わない学校の統廃合に対しても、児童生徒の教育環境の激変を緩和するために教職員の加配措置をすることが必要とされていることから、小・中学校の適正配置に向けた市町村の取組を支援するため、早期に、新たな教職員定数の激変緩和措置を講じることが必要です。

- (3) 当県においては、養護教諭について、保健室利用率の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化・多様化する問題の解決などに対し、学校規模による教職員の負担の格差を是正する必要があり、複数配置の算定基準の引き下げが必要となっています。

また、栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められており、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げが必要となっています。

（県担当課室名　教育庁義務教育課）

IX-2 地方の公立大学や国立大学の安定的な運営の維持について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 公立大学に対する地方交付税措置について、安定的な大学運営費用の確保のため、学生一人当たりに要する経費（単位費用）を引き上げること。
- (2) 地方の国立大学法人に対する運営費交付金について、各大学が安定した財政基盤を将来にわたり維持できるよう措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県のように大学が少ない地域においては、国公立大学は高等教育機関の中核的な役割を担っているほか、医師の確保や産業の振興に大きな役割を果たしています。

地方の国公立大学が、引き続き有為な人材を育成するとともに、産業、芸術・文化、医療など多様な分野において地域に貢献し、知の拠点としての役割を担っていくためには、財政面での支援が必要です。

- (1) 公立大学の運営経費については、地方交付税の基準財政需要額に算入されておりますが、平成25年度の単位費用は、安定的な運営を維持するには十分とは言えません。

特に、当県においては、少人数教育等により重点的に教育の質の向上を図っていることから、単位費用を増額する必要があります。

- (2) 国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、地方の国立大学法人が安定的な運営を維持できるよう、配慮する必要があります。

(参考) 地方交付税算定に係る単位費用（学生一人当たりに要する経費）の推移
(単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
単位費用	334	308	273	256	245	227	248	243	242	224

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

IX – 3 保育所運営費の拡充について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 私立保育所に勤務する保育士の待遇改善につなげるため、保育所運営費負担金制度の保育単価を見直すなど保育所運営費の拡充を図ること。
- (2) 保育所運営費における除雪費加算については、対象となる私立保育所が同一市町村の中でも限定される状況となっていることから、対象地域を豪雪地帯に拡大するなど、実態に則した加算制度に改めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 保育の需要が確実に増えている現在、保育所では保護者の多様な保育ニーズに対応するために保育士を安定的に確保する必要があります。一方で、保育士を目指す学生の多くは、保育士を正規職員として採用する保育所が少なくなっていることから、県内就職が難しい状況にあります。

また、私立保育所においては、正規職員として雇用された場合でも、多忙な就労環境に加え賃金レベルが低いために、比較的短期間に離職するケースが見受けられるなど、保育士を確保することが困難となっています。

保育士の待遇改善は、保育所における保育の質を確保し、待機児童を解消することにもつながることから、保育所が多様な保育ニーズに対応できる体制を整えられるよう、保育所運営費負担金制度の現行の保育単価を見直すなど保育所運営費を拡充する必要があります。

(2) 当県は全県が豪雪地帯に指定されていますが、特に特別豪雪地帯は合併前の旧市町村単位での指定となっているため、現在は21の旧市町村だけが指定されている状況にあります。合併後の市町村では、その一部が特別豪雪地帯でない状況にあり、このため、同一市町村の中でも除雪費加算の対象となる私立保育所は限定されています。

ここ数年は、県内において大雪による被害が多数確認されており、特別豪雪地帯と豪雪地帯の区別がつかない状況となっています。

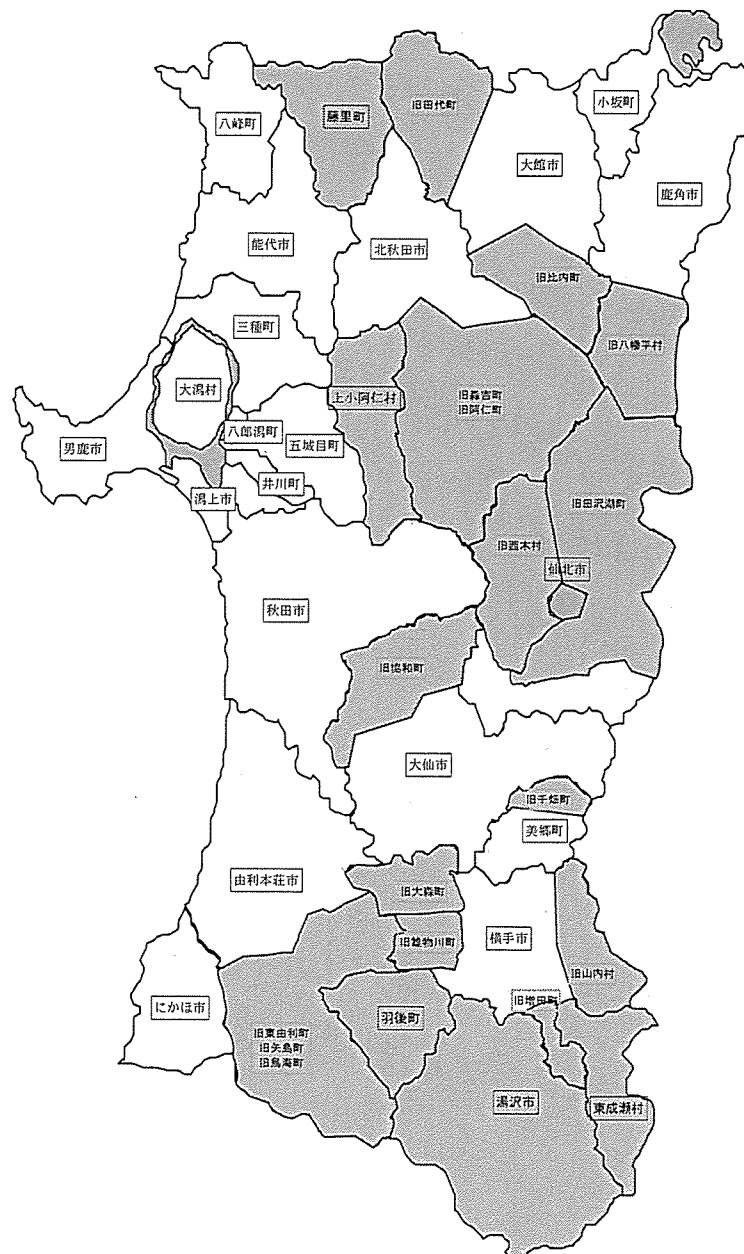
こうしたことから、除雪費加算の対象地域を豪雪地帯に拡大するなど、実態に則した加算制度とする必要があります。

【参考資料】

平成23年 保育士の平均勤続年数と月額給与

	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	月額給与（万円）
全国	34.7	8.4	22.03
秋田県	33.9	8.8	21.38

保育所運営費の除雪加算対象地域
(豪雪地帯対策特別措置法 特別豪雪地帯)



(県担当課室名 教育庁幼保推進課)

X 公共基盤整備の着実な推進

X-1 人口減少社会に対応した『県土の骨格』を形成する道路ネットワークの整備促進について

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

少子高齢化が急激に進み人口が減少している当県が、活力を生み出し自立を目指すためには、時間的に広い県土をコンパクト化し地域間の交流を活発化する必要がある。

このため、『県土の骨格』となる高速道路や、それを補完する一般国道7号、46号などの幹線道路で形成される道路ネットワークの早期整備を図ること。

- (1) 事業未着手区間である東北中央自動車道「昭和～雄勝こまち」間にについて、平成26年度の新規事業化を図ること。
- (2) 「象潟仁賀保道路」や「鷹巣大館道路」など高速道路の事業中区間にについて、県内外の都市間交流を活発にするため、必要な予算を確保し早期整備を図ること。
- (3) 高速道路の利便性を高め、地域活性化を支援するスマートインターチェンジ等の整備促進のための財源を確保すること。
- (4) 地域間を連携する道路整備が遅れていることから、高速道路を補完する次の路線を地域高規格道路として整備すること。
 - ① 県都秋田市と盛岡市を最短で結ぶ県央部の「横軸」である国道46号について、「仙北市刺巻～卒田」間を整備すること。
 - ② 候補路線である国道101号「西津軽能代沿岸道路」や国道105号「大曲鷹巣道路」を計画路線に格上げすること。
- (5) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号の下浜道路と秋田南バイパスの早期整備や国道13号「横手市八幡～大仙市和合」間の4車線化など、幹線国道の整備促進を図ること。

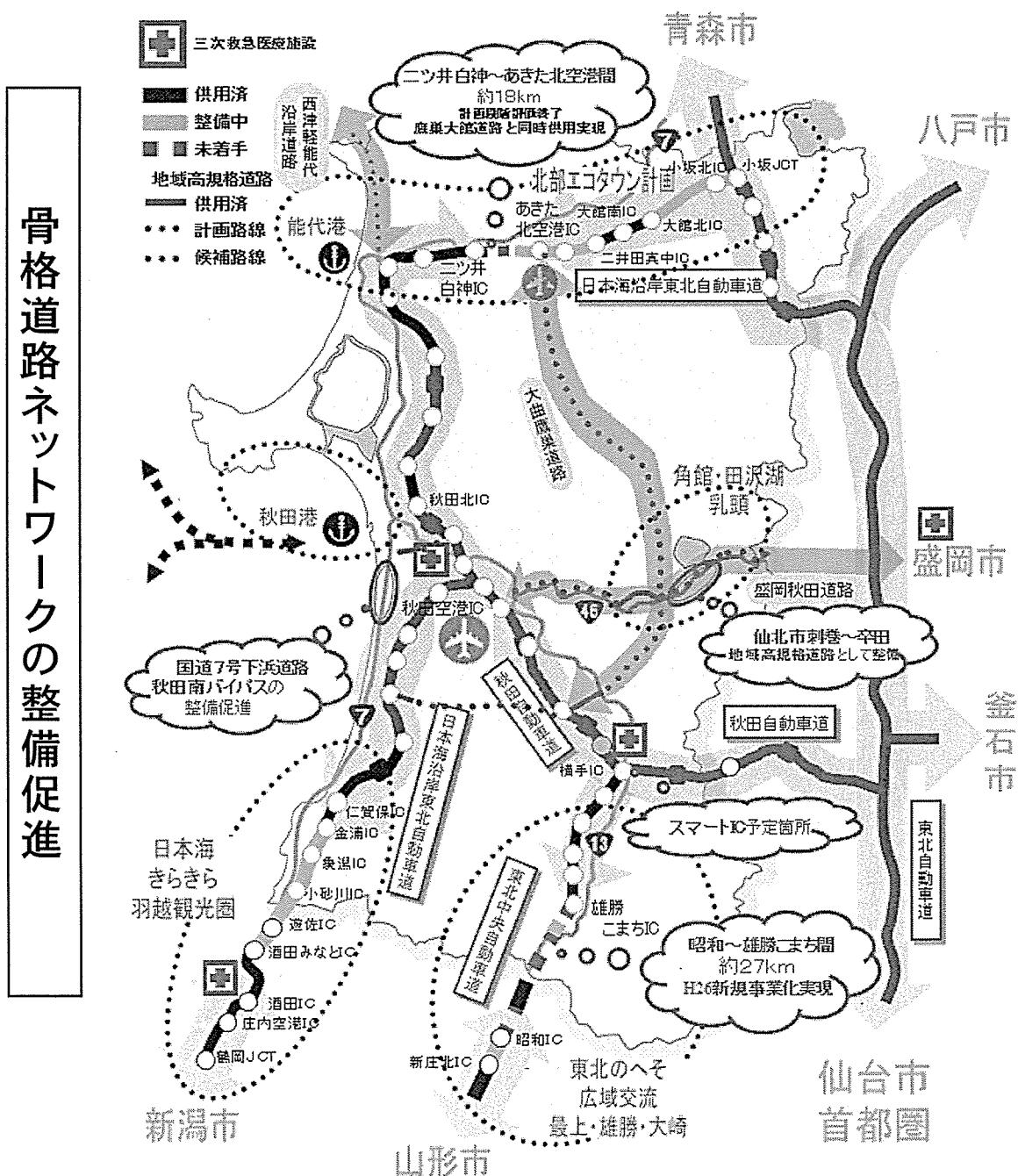
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内の高速道路は、「遊佐象潟道路」の平成25年度新規事業化により、目的達成に大きく前進していますが、未だ不連続区間が存在し、地域産業や経済発展の妨げとなっています。
- (2) スマートインターチェンジ等の設置は、企業立地による地域経済の活性化、周辺道路の渋滞緩和などの効果も見込まれ、県として市町村に対する財政支援を検討しています。
- (3) 交流促進、三次救急医療施設への搬送時間短縮、観光振興など、地域の自立と活性化のため、生活圏中心都市間のアクセス性向上が不可欠です。このため、高速道路を補完し、県央部の「横軸」や内陸部の「縦軸」を

形成する主要道路を、地域高規格道路として整備する必要があります。

- ① 国道46号は、角館バイパスが平成25年3月に全線供用し渋滞解消に寄与していますが、岩手県雫石町から当県の仙北市卒田までの区間は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。
- ② 国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、冬期災害に強い道路づくりが求められています。
- (4) 国道7号は、日本海沿岸東北自動車道と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要な路線にもかかわらず、下浜地区や秋田南バイパス事業区間で慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生しています。

骨格道路ネットワークの整備促進



平成25年5月

(県担当課室名 建設部道路課)

X-2 ダム建設事業の促進について

国土交通省水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

ダムは、洪水防御はもとより、農業用水や水道用水の安定確保、水力発電等の総合的観点から重要な社会資本であり、一層の整備促進を図ること。

- (1) 成瀬ダムの早期完成を目指し、ダム本体工事の着手に向けた事業の促進を図ること。
- (2) 鳥海ダムについて、ダム検証を早期に終え建設事業の促進を図ること。

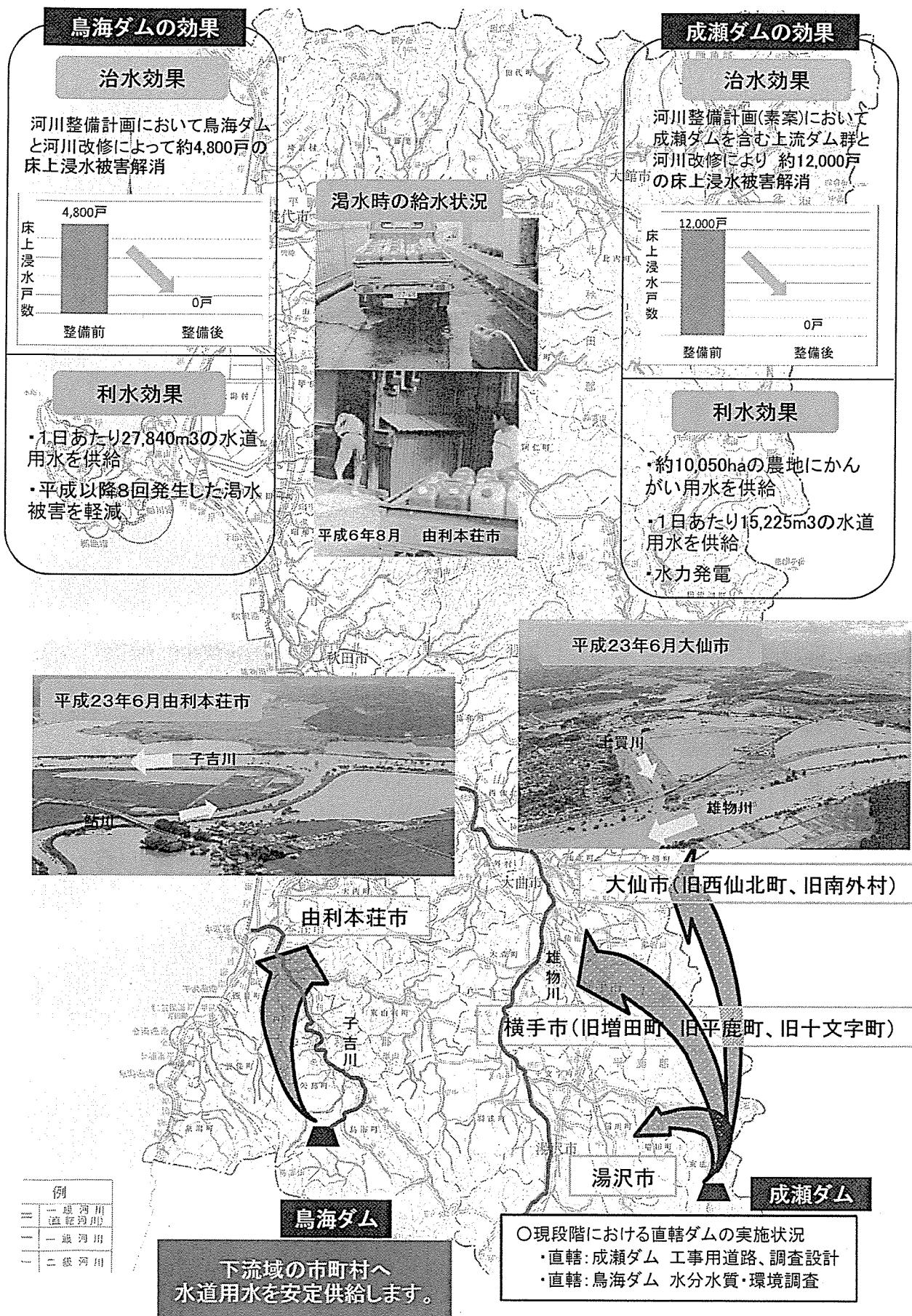
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 成瀬ダムは、平成21年12月26日から行われてきた検証が終了し、平成25年1月25日に事業の継続が決定しています。
- (2) 当県では、昭和62年、平成14年、平成19年、平成23年に、雄物川や子吉川流域において大規模な水害が発生し、家屋や農作物等が甚大な被害を受けています。こうした洪水に対する、安全・安心の確保は急務であり、流域一体となった効果的かつ効率的な総合的治水対策が望まれます。
- (3) 水害の一方で、平成以降では、元年、6年、11年、23年、24年に大きな渇水被害が発生しており、利水の安定が強く求められています。
特に、基幹産業である農業の発展に向けたかんがい用水の確保、生活に欠かせない水道用水の安定供給が強く望まれ、再生可能エネルギーとして水力発電の必要性も高まっています。

○現段階における直轄ダムの実施状況

- ・直轄：成瀬ダム 工事用道路、調査設計
- ・直轄：鳥海ダム 水文水質・環境調査

平成26年度 秋田県におけるダム建設事業箇所



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

X-3 環日本海交流の拠点となる秋田港の整備促進と総合的なエネルギー供給基地としての港湾整備について

国土交通省港湾局

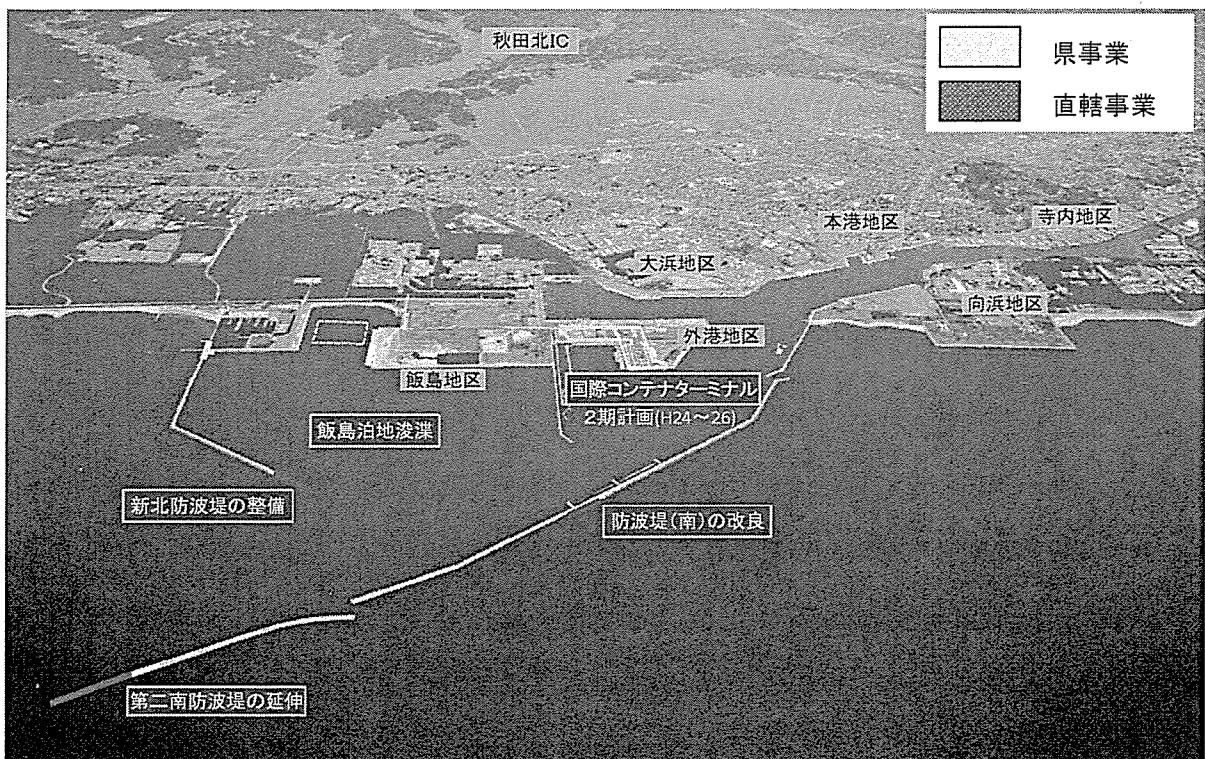
【提案・要望の内容】

- (1) 環日本海交流の拠点である秋田港について、通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする港内静穏度の更なる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備を促進すること。
- (2) 県内港湾について、これまで電力等のエネルギー供給基地としての役割を果たしてきたが、今後新たに再生可能エネルギー等への対応が課題となっていることから、これらの新たなエネルギーに対応した港湾計画改訂に伴う調査への支援制度を創設するとともに、港湾計画改訂手続きの緩和を図ること。

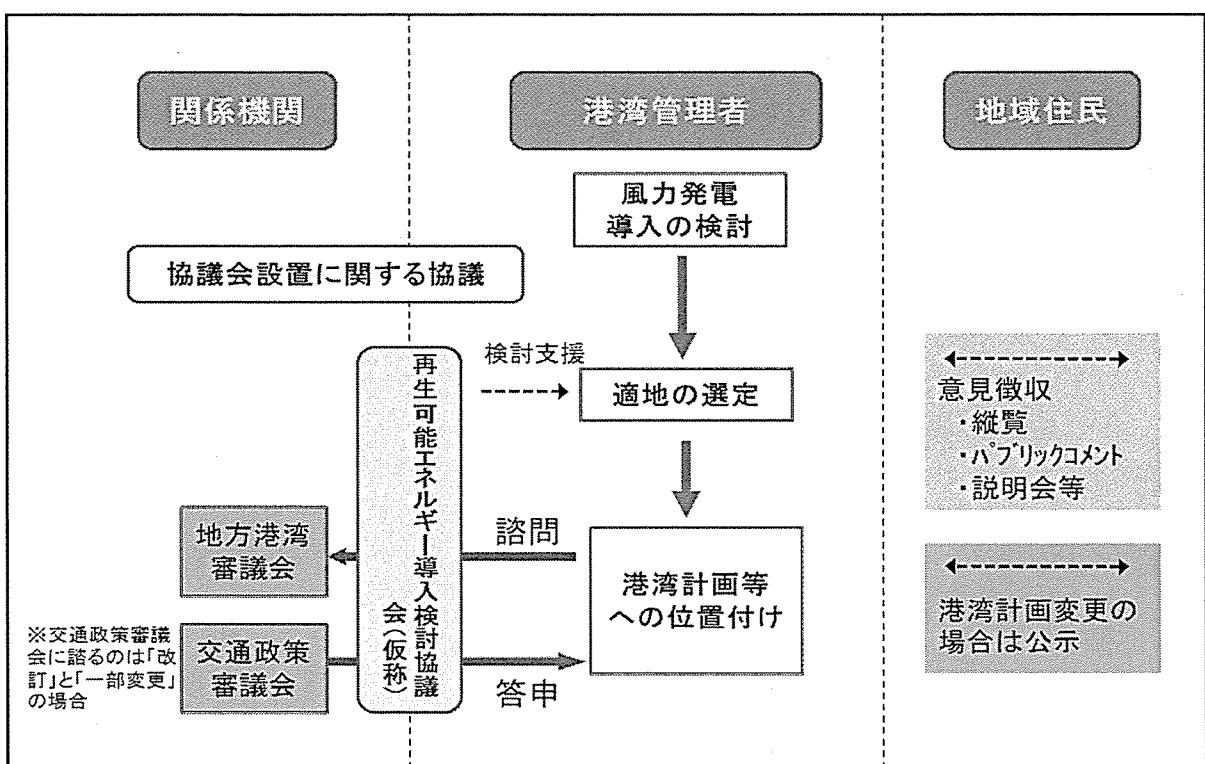
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港の平成24年のコンテナ貨物取扱量は、過去最高の6万5千TEUに達し今後も増加する見込みであり、環日本海交流の拠点として重要性が増しています。
こうした状況に対応するため、県では外港地区に国際コンテナターミナルの整備を進めていますが、港内の岸壁は通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする静穏度に達しておらず、国による防波堤等の整備が急務となっています。
- (2) 県内港湾はこれまで石油備蓄基地、火力発電所、石油配分基地等によるエネルギー供給基地としての役割を果たしていましたが、新たにLNG基地の整備を進めているほか、洋上風力等の再生可能エネルギー、メタンハイドレート等の新エネルギーへの対応が課題となっています。
これらに対応するための港湾計画改訂に伴う調査費が新たな負担となっています。また、洋上風力の現行制度では、総出力が1万キロワット（風力発電機約3～5基分）以上になると国の交通政策審議会に諮る必要があることから、総出力の規制を緩和し地方港湾審議会での対応範囲を拡大することにより、手続きの迅速化を図ることができます。

環日本海交流の拠点となる秋田港の整備促進



総合的なエネルギー供給基地としての港湾整備



(担当課室名 港湾空港課)

X-4 社会資本の維持管理と老朽化対策の推進について

国土交通省都市局、水管理・国土保全局、道路局、港湾局

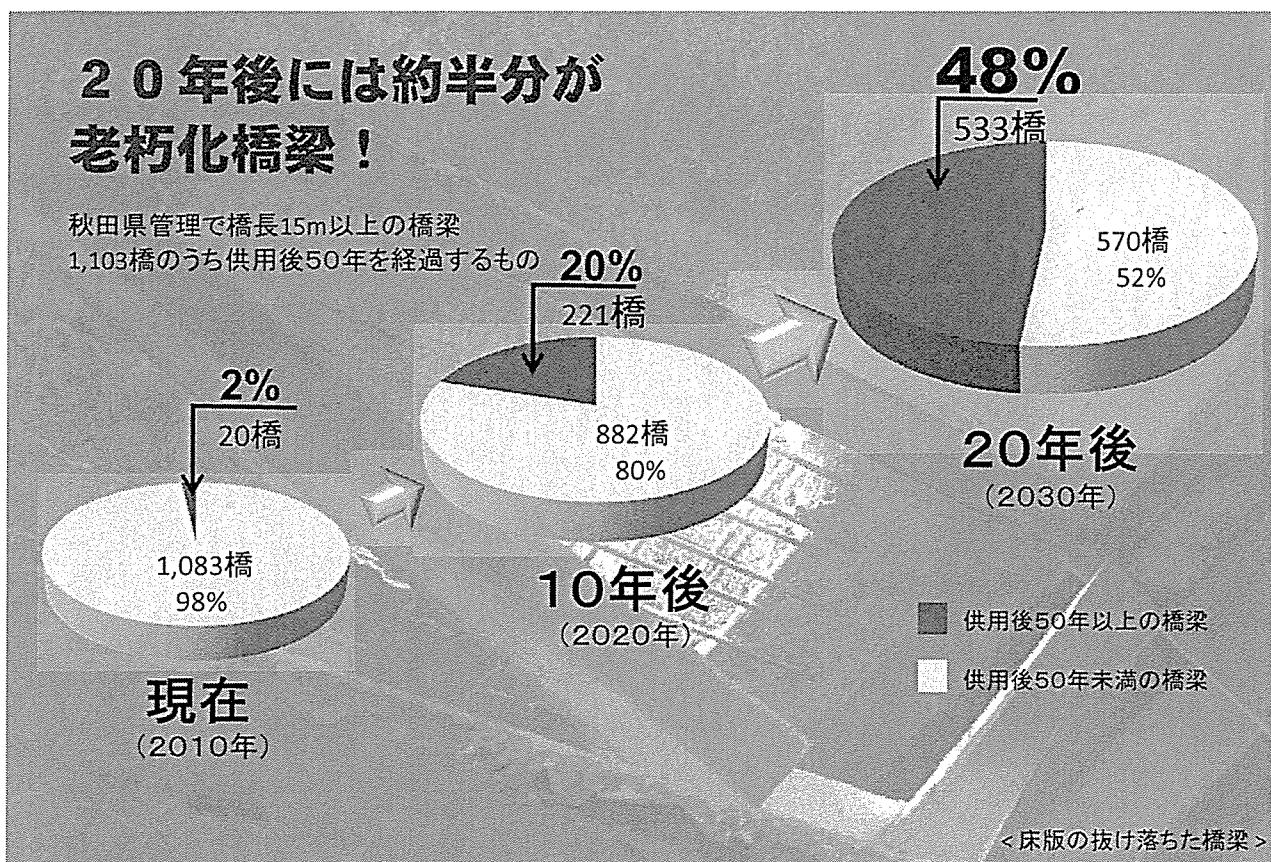
【提案・要望の内容】

- (1) 道路、下水道、河川管理施設、港湾等の社会資本を適切に維持管理するため、点検調査や老朽化対策に係る予算の拡充を図ること。
 - ① 老朽化が進行している社会資本ストックの総点検の実施。
 - ② 長寿命化計画に基づく予防保全的な老朽化対策や効果的・効率的な維持管理の推進。
- (2) 雪寒地域における道路を適正に維持管理するため、凍上被災への災害復旧事業の採択要件緩和や支援制度の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) これまでに整備された道路、下水道、河川管理施設、港湾等の社会資本ストックは相当数にのぼり老朽化が進行しています。県民の生命と財産を守るために、これらの老朽化対策が急務となっています。
- (2) 当県では、道路橋梁の長寿命化修繕計画を策定し老朽化対策を進めてきていますが、トンネル、スノーシェッドなど、その他の道路施設については、十分な老朽化対策が困難な状況となっています。
- (3) 当県の下水道施設については、設備の耐用年数となる15年を経過した処理場が約6割を占め、破損が増える目安となる30年や耐用年数50年を経過した管路が増加しており、適切な維持管理の実施や長寿命化計画の策定など、予防保全的かつ計画的な改築・更新を進めています。
- (4) 老朽化による機能低下が想定される河川管理施設については、従来の事後的対策から予防保全的な維持管理への転換を図る必要があり、当県では、危機管理強化とコストに配慮した修繕・更新を行うため、長寿命化計画の策定に向けた施設の点検調査を実施しています。
- (5) 国有港湾施設の維持管理は、国が策定した維持管理計画書に基づき、県が実施することになっていますが、適切に対応するためには財政的に大きな負担となっています。
- (6) 今冬は、日中の気温が上昇せず例年以上に低温が持続し、凍上による被災が多く発生していますが、災害復旧事業の採択要件を満たさないため、道路維持補修費の負担増となっています。

急速に進行する社会資本ストックの老朽化と危機



【表面化するインフラ老朽化の危機】



(県担当課室名 建設部都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課)

X I 大規模災害に備えた防災体制の整備

X I - 1 大規模地震等に備えた防災対策の推進について

国土交通省水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局

【提案・要望の内容】

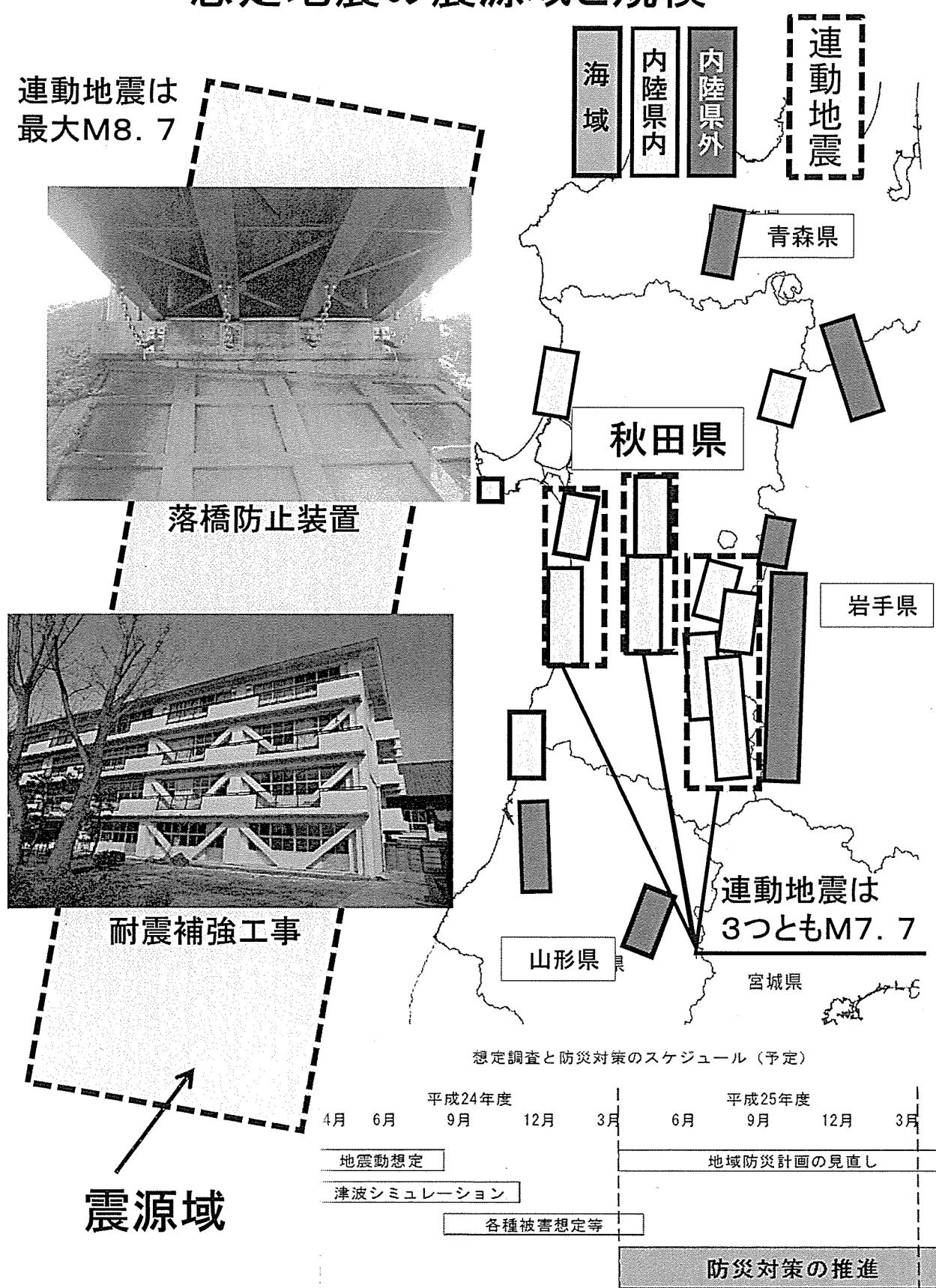
今後発生することが想定される首都直下地震、東海・東南海・南海地震のみならず、日本海を震源域とする地震の防災対策についても、必要な財政措置を講ずること。

- (1) 大規模地震等災害発生時の人員や物資輸送を担う緊急輸送道路における既設橋梁の耐震補強、斜面崩落危険箇所や落石危険箇所の安全対策。
- (2) 津波被害等を防ぐための、海岸施設、港湾施設及び河川施設の嵩上げ、耐震化、液状化対策。
- (3) 国による建築物の耐震化補助制度の拡充に併せた、耐震診断及び耐震改修に係る地方公共団体が行う補助制度に対する財政支援。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、東日本大震災を踏まえ、日本海や内陸部で発生が予想される地震の規模・被害想定などの調査を行っています。この調査結果に基づき、災害発生時にも救急救命活動や物資輸送のネットワークを確保し県民が安心に暮らすことができるよう、災害に強い県土づくりを強力に推進していくこととしています。
- (2) 橋梁の耐震化や道路斜面の危険箇所対策を進めていますが、緊急輸送道路における橋梁の耐震補強率は、平成24年度末で72%であり、道路斜面の崩落、落石危険箇所への対策が充分ではありません。
- (3) 海岸・港湾施設は、日本海中部地震の被害を受けて一部嵩上げ対応を行っていますが、上記の想定調査の結果を受けて、更なる施設の嵩上げ、耐震化、液状化対策などが必要となることが想定されています。
- (4) 当県では、耐震改修促進計画を策定し住宅や建築物の耐震化に取り組んでいますが、平成25年度中に予定される耐震改修促進法の改正を踏まえ、公共的な大規模建築物、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、防災拠点建築物等の耐震診断及び耐震改修を加速化する必要があります。

「秋田県地震被害想定調査」 想定地震の震源域と規模



(県担当課室名 建設部道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

X I - 2 豪雨災害に強い県土の構築について

国土交通省水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

- (1) 局地型集中豪雨による急激な河川の増水が頻発し、地球温暖化により将来における豪雨災害の増大も想定される中、県民の生命・財産を守り安全・安心を確保するため、住家連担地や都市近郊等における河川改修事業を計画的に推進すること。
- (2) 予測困難な局地的な集中豪雨による土砂災害から、避難が難しい高齢者等の災害弱者を守るため、災害時要援護者関連施設のある危険箇所における砂防事業を推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年、予測困難なピンポイントの局所的豪雨が多発しており、中小河川における突発的な氾濫や土砂災害の危険性が増大しています。この傾向は、地球温暖化により将来さらに顕著になることが想定され、高齢化が進行している当県にとって、災害時要援護者に対する防災対策が一層重要となっています。
- (2) 当県では、新城川をはじめとする中小の都市近郊河川の整備に重点的に取り組んでいます。また、国直轄河川では、広域の大規模洪水に備え、米代川・阿仁川災害復旧助成事業が完成し、現在は雄物川中流部の整備が進められています。
しかしながら、未だ洪水被害が頻発している状況にあり、未整備区間の計画的な早期整備が望まれています。
- (3) 高齢化が進行する当県では、災害時要援護者関連施設がある土砂災害危険箇所への砂防施設等の整備を重点的に行ってきていますが、毎年のように土砂災害が発生し、未対策箇所の早期整備が必要となっています。

新城川の事業計画



都市近郊河川への集中投資

平成26年度 秋田県における主要事業箇所図

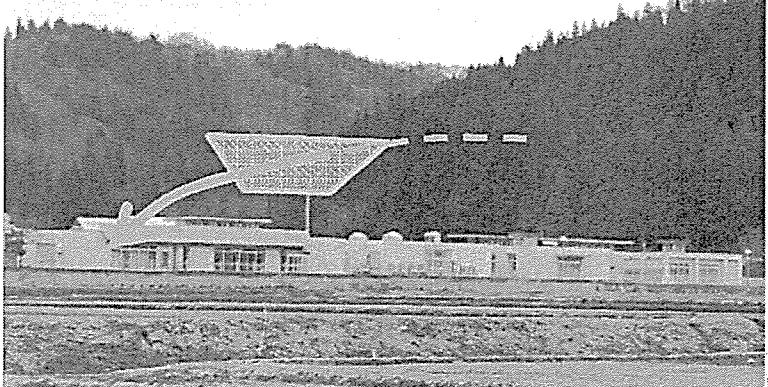
新城川の氾濫による被害状況

発生年月日	浸水面積(ha)	浸水家戸数(戸)		
		床上浸水	床下浸水	合計
H10.6.12	32.0	1	9	10
H13.7.30	0.1	0	2	2
H14.8.7	120.5	1	22	23
H18.7.3	420.0	1	25	26
H19.9.17	450.0	13	86	99
H21.7.19	65.0	1	15	16
H22.7.10	1.6	0	2	2

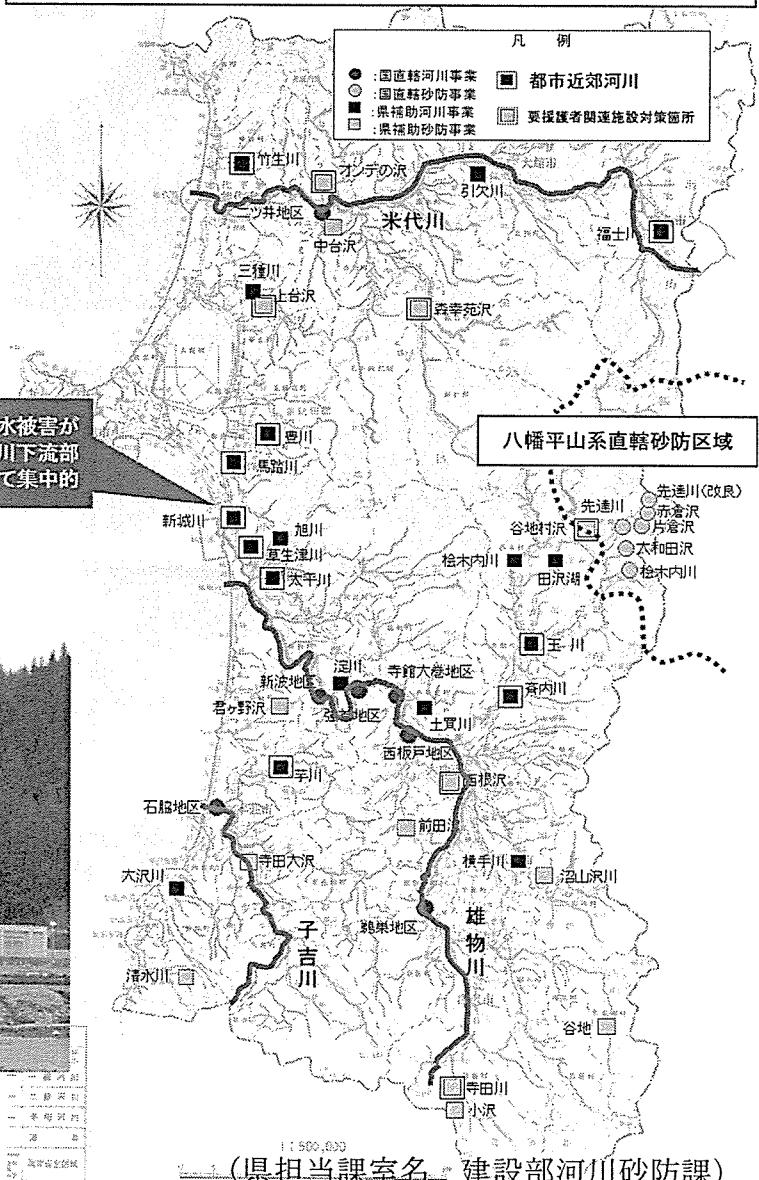
毎年のように浸水被害が
生じている新城川下流部
の通水を目指して集中的

災害時要援護者施設

入所定員：110名



災害時要援護者施設土砂災害対策(寺田川)



X II 安全・安心な暮らしの確保

XⅡ－1 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バスへの支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

- (1) 積雪地域のため除雪費の増加が経営に影響を与えることから、第三セクター鉄道の除雪費に対し、道路と同様の支援制度の創設を図ること。
- (2) 第三セクター鉄道の安全運行に係る施設整備に対する国庫補助率を3分の1から2分の1へ引き上げること、又は鉄道事業再構築事業の対象要件を緩和すること。
- (3) 第三セクター鉄道の存続のため、地方自治体が負担する運営費補助に対する支援制度を新たに設けること。
- (4) 路線バスについては、国庫補助の対象とならない部分に対し、県と市町村が、独自の助成を行っており負担が大きいことから、国の補助要件等を緩和すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

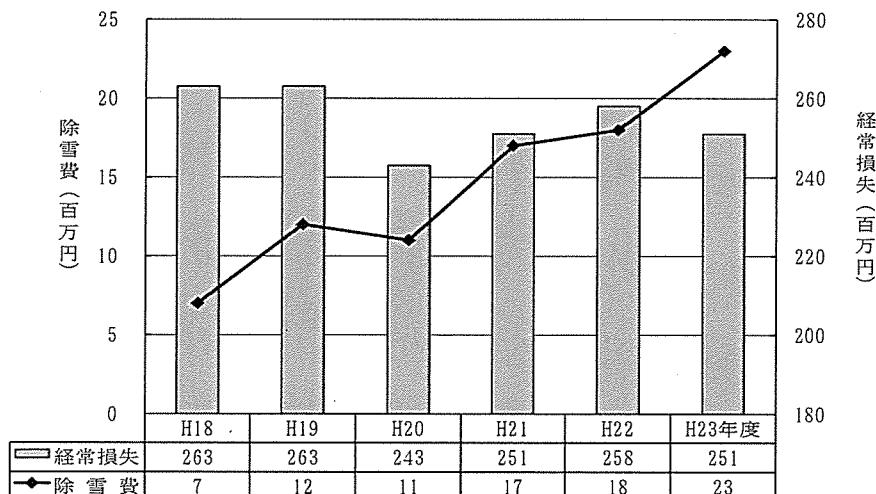
- (1) 積雪寒冷地を運行する第三セクター鉄道は、今年の冬のような豪雪の時には除雪費が掛かり増しとなり、安定的な経営を困難にする要因となっています。なお、道路については、3分の2の補助があります。
- (2) 第三セクター鉄道は、地域の生活交通の基幹となる交通機関であり、道路と同様に地域交通において重要な役割を果たしていることから、地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、国庫補助率を道路事業と同等水準への引き上げ（3分の1から2分の1へ）が必要と考えます。
また、当県では、鉄道の運行に要する費用に対しては県と市町村が助成し、鉄道施設の整備に要する費用に対しては国及び県が負担しており、公有民営等によらない、いわゆる「秋田版上下分離」を行っています。こう

した取組についても鉄道事業再構築事業の対象となるよう要件緩和が必要です。

- (3) 第三セクター鉄道の沿線では、少子化や過疎化が進行しているため、定期収入が減少し、鉄道会社の経常収支が著しく悪化しています。鉄道の持続的な運行を確保するため、県と市町村が独自の助成を行っています。
- (4) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金では、主要な地域間を結ぶバス路線の多くが補助要件(輸送量15人以上)を満たすのが難しいほか、対象路線でも、当県では、全て平均乗車密度不足(平均乗車密度5人未満)により対象経費の一部がカットされています。

1 秋田内陸線の状況

除雪費の推移



2 県内の路線バスの状況

	H20	H21	H22	H23	H24
生活路線バス系統数	583	508	350	365	334
黒字系統数	97	111	74	86	88
赤字系統数	486	397	276	279	246
うち国庫補助系統数	29	26	27	26	28
平均乗車密度5人以上	1	2	0	0	0
平均乗車密度3人以上5人未満	16	11	11	10	9
平均乗車密度3人未満	12	13	16	16	19

全ての国庫補助系統が
平均乗車密度カット要件に該当

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

X II - 2 雪対策への支援充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局、住宅局

【提案・要望の内容】

- (1) 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心確保をより一層図るため、生活除雪や高齢者の見守り等の地域ぐるみの取組に対する支援制度を創設・拡充すること。
- (2) 屋根に堆積した雪により倒壊の恐れがある空き家が増加するなど、空き家問題が顕在化しており、自治体による適切な対応を促進するため、その権限を明確にした空き家対策に関する包括的な法制度の整備や財政支援を行うこと。
- (3) 地方交付税制度の充実を図ること。
 - ① 県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、豪雪地帯である当県の実情を十分に踏まえ、地方交付税総額の増額、財政需要の適切な算定を行うこと。
 - ② 各種雪対策を効果的に推進するため、一般補助施設整備等事業債・豪雪対策分にかかる地方財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ活動が減退しており、除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者や障害者等の社会的弱者を地域全体で支え合う体制づくりが課題となっています。
このため、当県では、市町村における除雪支援体制や地域の取組状況に関する調査を行い、その対策を検討しながら、社会全体で支え合う体制づくりを進めています。
- (2) また、平成24年に改正された「豪雪地帯対策特別措置法」では新たに空家に係る除排雪等の管理の確保について追加されたほか、当県では豪雪を

契機として空き家対策の条例化が進んでおり、既に15市町村が「空き家対策条例」を施行し、空き家の所有者に適切な管理や必要な措置を求めるなどの対策を進めています。

しかしながら、所有者不明の空き家に対しては、条例による対応が難しいほか、所有者が判明している空き家でも、解体等の代執行を行う際、財産権の問題があるなど、その対応に苦慮している状況です。さらに、空き家所有者の経済状況によっては、代執行を行った際に行政が負担した経費が不良債権化する恐れがあります。

空き家問題は、今後、人口減少や高齢化が進むなかで全国的な課題となることが懸念されることから、自治体の権限を明確にした空き家対策に関する包括的な法制度の整備や自治体へ財政的な支援を行うなど、国として総合的に対策を進める必要があります。

(3) 普通交付税の基準財政需要額の算定では、一部の費目（道路橋りょう費、小中学校費等）で、寒冷補正（積雪度）の級地に応じて、基準財政需要額を割り増しして算定していますが、近年の豪雪に伴い、級地における基準額の拡充が必要です。

また、地方債のうち「一般補助施設整備等事業」は充当率75%、「一般補助施設整備等事業（うち豪雪対策事業）」は充当率80%となっていますが、交付税措置がないため、普通交付税の基準財政需要額への算入が必要です。

（県担当課室名 企画振興部地域活力創造課）

XⅡ－3 社会的自立に困難を抱える若者への支援の充実について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

- (1) ニートやひきこもりといった社会的自立に困難を抱える若者（以下、「若者」という。）を総合的に支援するため、各市町村が「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者支援地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する際の、財政上の支援制度の拡充や創設を図ること。
- (2) 若者対策は、福祉・教育・雇用などの多岐にわたる対策を一体的に進めることが重要であることから、厚生労働省などと調整を図り、同目的の事業を統合するなど、相談から就業（進学）まで一貫して支援できる体制を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成18年度から「若者の自立サポート事業」として、社会的自立に困難を抱える若者への支援に取り組んでおり、関係機関やNPO等のネットワーク形成のための会議の開催や、県内の若者支援に取り組む団体等をまとめたマップを作成しているほか、訪問支援を行うボランティアを「若者自立サポーター」として養成し、相談等に応じて各家庭などへ派遣する事業などを行っています。

こうした取組に加え、昨年度から各市町村に対して、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を働きかけたところ、1市1町で新たに協議会を立ち上げることとなりましたが、他の地域においては、相談窓口の創設や相談員の配置などに係る財政負担が大きいことなどを理由として、設置が進まない状況にあります。

こうした状況を改善し、地域で若者を支える体制づくりを推進するためには、現在の「子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業」などの実施に加え、今年度まで措置されている特別交付税措置※の延長や、新たな交付金制度の創設など、財政支援の更なる拡充が必要です。

※ 平成23年10月28日付け、総務省地域力創造グループ地域政策課及び平成23年11月2日付け内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室「社会的弱者等の自立支援・知の蓄積等による地域づくりに係る地方財政措置について」の事務連絡による特別交付税措置

(2) 若者対策においては、厚生労働省では、若者の就業支援として、「地域若者サポートステーション」事業を、ひきこもり対策として、「ひきこもり地域支援センター」の創設やこれに伴う「ひきこもりサポート」の養成などを実施しています。

若者対策を推進していく上で、福祉・医療・教育・雇用などの多岐にわたる対策を一体的に進めることが重要であることから、県や市町村が利用しやすい制度となるよう、同目的の事業を統合するなど、相談から就業（進学）まで一貫して支援できる体制を整備する必要があります。

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X II - 4　自殺対策の推進について

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づき、国の責任において、地方公共団体が行う自殺対策に対しても継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における平成23年の自殺者数は346人で、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は32.3（全国平均22.9）となっており、平成7年から全国1位の状況が続いています（平成23年人口動態統計月報年計（確定））。
- (2) こうした状況を踏まえ、県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成12年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の5つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組んでいます。
また、平成22年度からは民間を主体とした「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が中心となり民、学、官が一体となった自殺予防対策を推進しています。
その結果、警察庁統計によると、平成24年の自殺者は前年と比較して28人減少し、315人となりました。
- (3) 国においては、平成18年の「自殺対策基本法」施行及び平成19年の「自殺総合対策大綱」策定など制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政支援についても、地域自殺対策緊急強化交付金や地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）が交付され、県でも自殺対策事業に活用しています。しかし、事業実施期間が平成25年度までとされていることから、今後の自殺対策について、継続的かつ安定的な財政支援を求めるものです。

（県担当課室名　健康福祉部健康推進課）

X II - 5 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

複雑、多様な消費生活相談が増えてきている中で、国の「地方消費者行政活性化交付金」等を活用することにより、消費生活相談体制の充実・強化が図られてきたところであり、今後とも、継続的、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、必要な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県及び県内市町村においては、国の「地方消費者行政活性化交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」をもとにした秋田県消費生活相談臨時対策基金を活用し、消費生活相談員の増員や、県生活センターの北部・南部消費生活相談室の開設などにより、消費生活相談体制の充実・強化を図ってきたところです。
- (2) こうした体制を維持するとともに、市町村相談員等のスキルアップや、出前講座、教育支援講座による消費者教育の充実を図るなど、消費者行政を積極的に推進するためには、国からの継続的な支援が必要です。

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

XⅡ－6 地上デジタルテレビ放送視聴への支援について

総務省情報流通常行政局

【提案・要望の内容】

地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共同受信施設の整備や高性能アンテナの設置などの恒久的対策が進んでいない世帯に対して、地上デジタル放送の視聴が早期に可能となるよう支援を拡充・強化すること。

また、共同受信施設等を整備したことにより新たに発生する住民負担の軽減を図るため、維持管理費用に対する支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、地上放送のデジタル化によってテレビが視聴できなくなった「新たな難視」地区（408地区4,596世帯）のうち、未だ恒久的な対策の見通しが立っていない箇所が15地区23世帯あります（平成25年4月現在）。
- (2) これらの世帯では、地形上の制約から受信点を遠隔地に取らざるを得ない等困難な視聴環境のため、多額の維持管理費用を少数の世帯で負担する問題等により共同受信施設の整備や高性能アンテナの設置が進まない状況です。
- (3) 「新たな難視」地区の世帯を対象として、国が衛星デジタル放送による受信対策を実施していますが、これは平成27年3月までの暫定的措置である上、東京キー局の番組を標準画質で送信するなど限定期的な放送内容となっています。このため、これらの世帯では、長期にわたり防災情報をはじめとした県民生活に不可欠な地域情報の入手に制限が課せられています。
- (4) こうしたことから、県内全ての住民が地上デジタル放送を視聴できるようになるまで、国の責任と負担において支援策を講じ、できるだけ早期に恒久的対策へ切り替える必要があります。

また、既に共同受信施設を設置した地区についても、新たに発生し将来的に継続する点検保守料等の維持管理費用を軽減するための支援制度を創設する等、地域間格差が生じないよう支援を拡充する必要があります。

（県担当課室名 企画振興部情報企画課）

X II - 7 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を強力に推進するため、警察官の増員を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県警察では、県民が身边に不安を感じる犯罪や生命・身体に重大な危険が及ぶおそれのある犯罪の未然防止を県警察の重点課題に掲げて諸対策を強力に推進しています。
- (2) 近年、年少者に対する声掛け事案や児童ポルノ事案など少年を取り巻く環境が悪化し、女性やその親族等を対象とするストーカー事案や配偶者暴力事案が増加しているほか、振り込め詐欺等特殊詐欺による高齢者の被害が後を絶たないなど、子ども、女性及び高齢者を犯罪から守るための諸対策の推進が急務となっており、これらの事案を主管する生活安全警察の業務量が著しく増加しています。
- (3) 警察署生活安全課は、地域安全ネットワークを通じた防犯教室や防犯訓練の開催、防犯ボランティアに対する支援などの犯罪の抑止活動のほか、ストーカー規制法等特別法犯の取締り、風俗営業や銃砲刀剣類の許認可事務など県民生活に密接に関係する業務を所管しています。

中でも、急増するストーカー・配偶者暴力事案や子ども・女性に対する声掛け等前兆事案の捜査などは、その対応の適否が県民の生命・身体の安全に直接影響を及ぼす重要な業務であり、強固な体制を確立して的確に対応することが必要です。

(県担当課室名 警察本部警務部警務課)

X II - 8 冷蔵装置付き遺体搬送車の配備について

警察庁長官官房、刑事局

【提案・要望の内容】

年々増加傾向にある変死事案について誤検視を防止するとともに遺族感情や衛生管理に配意した適正な検視業務を推進するため、荷室を一定の低温に保持する設備を備えた冷蔵装置付きの遺体搬送車を県内の全警察署に配備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県で取り扱う変死体は、年間1,600体を超え、高齢独居世帯の増加に伴い、死後変化が高度に進行した死体や屋外死体など、警察署に搬送した上で詳細な検視を行って死因を解明する事案が増加しているほか、解剖に付される死体数もここ数年200体を超えていました。

検視業務は、死因を究明し、事件性を判断する重要な業務であり、近年、他県での誤検視が社会問題になるなど、適正かつ慎重な検視業務の推進が強く求められています。一方、親族の突然の不幸に遭遇した遺族の心情に配意した適切な遺体の取扱い、感染症罹患者や高度に腐敗した遺体を取り扱う職員の衛生管理にも配意する必要があります。

(2) 遺体搬送車は、遺体発見現場から検視を行う各警察署靈安室までの搬送、解剖のための秋田大学までの往復搬送、更には遺族の待つ自宅などまでの搬送に使用しています。また、東日本大震災に際しては、多数の遺体搬送のほか、一時的な遺体の保存場所、応急的・臨時の検視場所としてなど搬送以外の用途でも活用されており、高い汎用性が認められます。

(3) 現在、遺体搬送専用車として整備されているのは、本年度中に整備予定の1署1台を含めた6署6台のみであり、他の9署は、資機材や人員等の輸送に使用する捜査用多目的運搬車や小型輸送車を代替使用しています。代替使用車であるため、乗車席と荷室との間に隔壁のない車両もあり、悪臭や職員への感染防止上極めて憂慮される状況にありますので、県下の全警察署に冷蔵装置付き遺体搬送専用車を配備することが必要です。

(県担当室課名 警察本部刑事部捜査第一課)